官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔府　令〕
○電子決済手段等取引業者に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（内閣府四七）　一
〔法規的告示〕
○使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する告示（厚生労働二一七）　七
○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件（同二一八）　九
○厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名等の一部を改正する告示（同二一九）　一〇
○港則法施行規則第十一条第一項の規定による進路を他の船舶に知らせるために船舶自動識別装置の目的地に関する情報として送信する記号及び港則法施行規則第十一条第二項の港を航行するときの進路を表示する信号の一部を改正する告示（海上保安庁一七）　一九
〔その他告示〕
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件（総務一九六）　三
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同一九七）　四
○政治資金規正法の規定による政治団体の解散等の届出があったので公表する件（同一九八）　六
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があったので公表する件（同一九九）　八
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同二〇〇）　九
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の取消及び資金管理団体でなくなった旨の届出があったので公表する件（同二〇一）　一〇
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三〇
特殊法人等
公認会計士等の登録及び登録抹消、弁理士登録、日本弁護士連合会懲戒処分・公示送達関係　三五
会社その他
会社決算公告　三六

府令

○内閣府令第四十七号

資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項第一号及び第四号並びに第六十二条の十二、信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二十八条第三項（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第二条第一項において準用する場合を含む。）並びに金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条の二第二号の規定に基づき、電子決済手段等取引業者に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年五月十九日

内閣総理大臣　高市　早苗

電子決済手段等取引業者に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令

（電子決済手段等取引業者に関する内閣府令の一部改正）

第一条　電子決済手段等取引業者に関する内閣府令（令和五年内閣府令第四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
（定義） **第一条**　この府令において「資金移動業」、「資金移動業者」、「電子決済手段」、「物品等」、「通貨建資産」、「有価証券」、「特定信託受益権」、「電子決済手段等取引業」、「電子決済手段の交換等」、「電子決済手段の管理」、「電子決済手段関連業務」、「電子決済手段等取引業者」、「外国電子決済手段等取引業者」、「認定資金決済事業者協会」、「指定紛争解決機関」、「信託会社等」、「特定信託会社」、「銀行等」又は「銀行法等」とは、それぞれ資金決済に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する資金移動業、資金移動業者、電子決済手段、物品等、通貨建資産、有価証券、特定信託受益権、電子決済手段等取引業、電子決済手段の交換等、電子決済手段の管理、電子決済手段関連業務、電子決済手段等取引業者、外国電子決済手段等取引業者、認定資金決済事業者協会、指定紛争解決機関、信託会社等、特定信託会社、銀行等又は銀行法等をいう。 ２　［略］ （電子決済手段の範囲） **第二条**　法第二条第五項第一号に規定する有価証券、電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子記録債権又は法第三条第一項に規定する前払式支払手段に類するものとして内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一　対価を得ないで発行される財産的価値であって、当該財産的価値を発行する者又は当該発行する者が指定する者から物品等を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために提示、交付、通知その他の方法により使用することができるもの 二　信託の受益権（有価証券又は特定信託受益権に該当するものを除く。） ２　［略］ ３　法第二条第五項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一　外国において発行される法、銀行法等、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）又は信託業法（平成十六年法律第百五十四号）に相当する外国の法令に基づく信託の受益権（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電	（定義） **第一条**　この府令において「資金移動業」、「資金移動業者」、「電子決済手段」、「物品等」、「通貨建資産」、「特定信託受益権」、「電子決済手段等取引業」、「電子決済手段の交換等」、「電子決済手段の管理」、「電子決済手段関連業務」、「電子決済手段等取引業者」、「外国電子決済手段等取引業者」、「認定資金決済事業者協会」、「指定紛争解決機関」、「信託会社等」、「特定信託会社」、「銀行等」又は「銀行法等」とは、それぞれ資金決済に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する資金移動業、資金移動業者、電子決済手段、物品等、通貨建資産、特定信託受益権、電子決済手段等取引業、電子決済手段の交換等、電子決済手段の管理、電子決済手段関連業務、電子決済手段等取引業者、外国電子決済手段等取引業者、認定資金決済事業者協会、指定紛争解決機関、信託会社等、特定信託会社、銀行等又は銀行法等をいう。 ２　［同上］ （電子決済手段の範囲） **第二条**　法第二条第五項第一号に規定する有価証券、電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子記録債権又は法第三条第一項に規定する前払式支払手段に類するものとして内閣府令で定めるものは、対価を得ないで発行される財産的価値であって、当該財産的価値を発行する者又は当該発行する者が指定する者から物品等を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために提示、交付、通知その他の方法により使用することができるものとする。 ［号を加える。］ ２　［同上］ ３　法第二条第五項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、物品等を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限る。）であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの（同項第一号又は第三号に掲げるものに該当するものを除く。）のうち、当該代価の弁済のために使用することができる範囲、利用状況その他の事情を勘案して金融庁長官が定めるものとする。 ［号を加える。］

子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示される場合に限る。）であって、次に掲げる要件の全てを満たすもの（法第二条第五項第三号に掲げるものに該当するものを除く。）

イ　法又は銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）と同等と認められる外国の法令の規定により、法第三十七条の登録若しくは銀行法第四条第一項の免許と同等の登録若しくは免許（当該登録又は免許に類するその他の行政処分を含む。）を受け、又は法第三十七条の二第三項の規定による届出と同等の届出をし、当該受益権を発行することを業として行う者（当該外国の法令に基づき、外国の行政機関その他これに準ずるもの（金融庁長官の要請に応じて、当該者の監督に関する報告又は資料を金融庁長官に提供することができるものに限る。）の監督を受けている者に限る。）により発行されているものであること。

ロ　当該受益権を発行する者が当該受益権を償還するために必要な資産を法、銀行法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律又は信託業法と同等と認められる外国の法令の規定により管理しており、かつ、その管理の状況について、当該受益権の発行が行われた国において公認会計士の資格に相当する資格を有する者又は監査法人に相当する者による監査を受けていること。

ハ　捜査機関等から当該受益権に係る取引が詐欺等の犯罪行為に利用された旨の情報の提供があることその他の事情を勘案して犯罪行為が行われた疑いがあると認めるときは、当該受益権を発行する者において、当該受益権に係る取引の停止等を行う措置を講ずることとされていること。

ニ　信託財産及び当該財産的価値が同一の通貨建てであること。

二　物品等を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限る。）であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの（法第二条第五項第一号若しくは第三号又は前号に掲げるものに該当するものを除く。）のうち、当該代価の弁済のために使用することができる範囲、利用状況その他の事情を勘案して金融庁長官が定めるもの

（電子決済手段の管理から除かれるもの）

第四条　法第二条第十項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、信託会社等が信託業法又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の規定に基づき信託業法第二条第一項に規定する信託業として行うものとする。

（電子決済手段を発行する者に関する特例）

第二十一条　［略］

2　令第十九条の六第一号に規定する内閣府令で定めるときは、次に掲げるときとする。

一　長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十七条において準用する銀行法第二十七条又は第二十八条の規定により長期信用銀行法第四条第一項の免許を取り消されたとき。

［二～七　略］

3　［略］

［号を加える。］

（電子決済手段の管理から除かれるもの）

第四条　法第二条第十項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、信託会社等が信託業法（平成十六年法律第百五十四号）又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）の規定に基づき信託業法第二条第一項に規定する信託業として行うものとする。

（電子決済手段を発行する者に関する特例）

第二十一条　［同上］

2　［同上］

一　長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十七条において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二十七条又は第二十八条の規定により長期信用銀行法第四条第一項の免許を取り消されたとき。

［二～七　同上］

3　［同上］

（その他利用者保護を図るための措置等）

第三十条　電子決済手段等取引業者は、その行う電子決済手段等取引業に関し、電子決済手段等取引業の利用者の保護を図り、及び電子決済手段等取引業の適正かつ確実な遂行を確保するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

［一～四　略］

五　電子決済手段等取引業者が、電子決済手段の特性及び自己の業務体制に照らして、外国電子決済手段（外国において発行される法、銀行法等、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律又は信託業法に相当する外国の法令に基づく電子決済手段をいう。以下この号及び次号において同じ。）であって次に掲げる要件のいずれかを満たさないものその他の利用者の保護又は電子決済手段等取引業の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる電子決済手段を取り扱わないために必要な措置

イ　法又は銀行法と同等と認められる外国の法令の規定により、法第三十七条の登録若しくは銀行法第四条第一項の免許と同等の登録若しくは免許（当該登録又は免許に類するその他の行政処分を含む。）を受け、又は法第三十七条の二第三項の規定による届出と同等の届出をし、当該外国電子決済手段を発行することを業として行う者（当該外国の法令に基づき、外国の行政機関その他これに準ずるもの（金融庁長官の要請に応じて、当該者の監督に関する報告又は資料を金融庁長官に提供することができるものに限る。）の監督を受けている者に限る。）により発行されているものであること。

ロ　当該外国電子決済手段を発行する者が当該外国電子決済手段を償還するために必要な資産を法、銀行法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律又は信託業法と同等と認められる外国の法令の規定により管理しており、かつ、その管理の状況について、当該外国電子決済手段の発行が行われた国において公認会計士の資格に相当する資格を有する者又は監査法人に相当する者による監査を受けていること。

ハ　［略］

［六～九　略］

［2～4　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（信託財産に損害を生じさせ、又は信託業の信用を失墜させることのない体制の整備に関する事項） **第二十二条**　［略］ ［2～16　略］ 17　信託業務を営む金融機関は、電子決済手段の信託を行う場合には、次に掲げる措置を講じなければならない。 一　［略］	（信託財産に損害を生じさせ、又は信託業の信用を失墜させることのない体制の整備に関する事項） **第二十二条**　［同上］ ［2～16　同上］ 17　［同上］ 一　［同上］

二　電子決済手段の特性及び自己の業務体制に照らして、外国電子決済手段（外国において発行される法、信託業法、農業協同組合法、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、長期信用銀行法、労働金庫法、銀行法、農林中央金庫法、株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）又は資金決済に関する法律に相当する外国の法令に基づく電子決済手段をいう。以下この号及び次号において同じ。）であつて次に掲げる要件のいずれかを満たさないものその他の顧客の保護又は信託業務の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる電子決済手段を取り扱わないために必要な措置	二　［同上］
イ　銀行法又は資金決済に関する法律と同等と認められる外国の法令の規定により、銀行法第四条第一項の免許若しくは資金決済に関する法律第三十七条の登録と同等の免許若しくは登録（当該免許又は登録に類するその他の行政処分を含む。）を受け、又は同法第三十七条の二第三項の規定による届出と同等の届出をし、当該外国電子決済手段を発行することを業として行う者（当該外国の法令に基づき、外国の行政機関その他これに準ずるもの（金融庁長官の要請に応じて、当該者の監督に関する報告又は資料を金融庁長官に提供することができるものに限る。）の監督を受けている者に限る。）により発行されているものであること。	イ　銀行法又は資金決済に関する法律に相当する外国の法令の規定により、銀行法第四条第一項の免許若しくは資金決済に関する法律第三十七条の登録と同等の免許若しくは登録（当該免許又は登録に類するその他の行政処分を含む。）を受け、又は同法第三十七条の二第三項の規定による届出と同等の届出をし、当該外国電子決済手段を発行することを業として行う者により発行されているものであること。
ロ　当該外国電子決済手段を発行する者が当該外国電子決済手段を償還するために必要な資産を法、信託業法、銀行法又は資金決済に関する法律と同等と認められる外国の法令の規定により管理しており、かつ、その管理の状況について、当該外国電子決済手段の発行が行われた国において公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。第四十二条の十一第三項第二号イにおいて同じ。）の資格に相当する資格を有する者又は監査法人に相当する者による監査を受けていること。	ロ　当該外国電子決済手段を発行する者が当該外国電子決済手段を償還するために必要な資産を法、信託業法、銀行法又は資金決済に関する法律に相当する外国の法令の規定により管理しており、かつ、当該管理の状況について、当該外国電子決済手段の発行が行われた国において公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。第四十二条の十一第三項第二号イにおいて同じ。）の資格に相当する資格を有する者又は監査法人に相当する者による監査を受けていること。
ハ　［略］	ハ　［同上］
［三～五　略］	［三～五　同上］
［18～21　略］	［18～21　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（信託業法施行規則の一部改正）

第三条　信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第百七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（信託財産に損害を生じさせ、又は信託業の信用を失墜させることのない体制の整備に関する事項）	（信託財産に損害を生じさせ、又は信託業の信用を失墜させることのない体制の整備に関する事項）
第四十条　［略］	**第四十条**　［同上］
［2～9　略］	［2～9　同上］
10　信託会社は、電子決済手段の信託を行う場合には、次に掲げる措置を講じなければならない。	10　［同上］
一　［略］	一　［同上］
二　電子決済手段の特性及び自己の業務体制に照らして、外国電子決済手段（外国において発行される法、兼営法、農業協同組合法、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、長期信用銀行法、労働金庫法、銀行法、農林	二　［同上］

中央金庫法、株式会社商工組合中央金庫法又は資金決済に関する法律に相当する外国の法令に基づく電子決済手段をいう。以下この号及び次号において同じ。）であって次に掲げる要件のいずれかを満たさないものその他の顧客の保護又は信託業務の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる電子決済手段を取り扱わないために必要な措置

イ　銀行法又は資金決済に関する法律と同等と認められる外国の法令の規定により、銀行法第四条第一項の免許若しくは資金決済に関する法律第三十七条の登録と同等の免許若しくは登録（当該免許又は登録に類するその他の行政処分を含む。）を受け、又は同法第三十七条の二第三項の規定による届出と同等の届出をし、当該外国電子決済手段を発行することを業として行う者（当該外国の法令に基づき、外国の行政機関その他これに準ずるもの（金融庁長官の要請に応じて、当該者の監督に関する報告又は資料を金融庁長官に提供することができるものに限る。）の監督を受けている者に限る。）により発行されているものであること。

ロ　当該外国電子決済手段を発行する者が当該外国電子決済手段を償還するために必要な資産を法、兼営法、銀行法又は資金決済に関する法律と同等と認められる外国の法令の規定により管理しており、かつ、その管理の状況について、当該外国電子決済手段の発行が行われた国において公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。第四十三条及び第八十条の十一第三項第二号イにおいて同じ。）の資格に相当する資格を有する者又は監査法人に相当する者による監査を受けていること。

ハ　［略］

［三～五　略］

［11～14　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部改正）

第四条　金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
（有価証券とみなさなくても公益等のため支障を生ずることがないと認められるもの） **第四条の二**　［略］ ２　令第一条の二第二号に規定する内閣府令で定めるものは、電子決済手段等取引業者に関する内閣府令（令和五年内閣府令第四十八号）第二条第三項第一号に掲げるものとする。	（有価証券とみなさなくても公益等のため支障を生ずることがないと認められるもの） **第四条の二**　［同上］ ［項を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

１　この府令は、令和八年六月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

２　この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

法規的告示

○厚生労働省告示第二百十七号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年五月十九日

厚生労働大臣　上野賢一郎

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する告示

第一条　使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表 注1～3　（略） 第1部～第6部　（略） 第7部　追補　(3) 内用薬 品名 / 規格単位 / 薬価 円 （あ） アラグリオ原末分包1.5g / 1.5g 1包 / 75,985.90 インレビックカプセル100mg / 100mg 1カプセル / 11,137.40 ウプトラビ錠0.8mg / 0.8mg 1錠 / 6,272.20 オルミエント内用懸濁液2mg／mL / 15mg7.5mL 1瓶 / 60,682.40 （さ） ジンタス錠25mg / 25mg 1錠 / 145.60 ソホノスカプセル1mg / 1mg 1カプセル / 46,062.10 ソホノスカプセル1.5mg / 1.5mg 1カプセル / 57,114.90 ソホノスカプセル2.5mg / 2.5mg 1カプセル / 95,190.70 ソホノスカプセル5mg / 5mg 1カプセル / 190,381.30 ソホノスカプセル10mg / 10mg 1カプセル / 355,689.50 （た） ドジョルビ内用液100% / 100%500mL 1瓶 / 734,770.00 注射薬 品名 / 規格単位 / 薬価 円 （あ） アクーゴ脳内移植用注 / 1回分 / 72,716,528 アムシェプリ / 18瓶1組 / 55,306,737 アムベルビスト静注シリンジ5mL / 25.79% 5mL 1筒 / 4,930	**別表** 注1～3　（略） 第1部～第6部　（略） （新設）

アムベルビスト静注シリンジ7.5mL	25.79％7.5mL１筒	7,098
アムベルビスト静注シリンジ10mL	25.79％10mL１筒	9,193
アムベルビスト静注２mL	25.79％２mL１瓶	2,261
ウステキヌマブＢＳ点滴静注130mg「ＣＴ」	130mg26mL１瓶	97,928
ウステキヌマブＢＳ皮下注45mgシリンジ「ニプロ」	45mg0.5mL１筒	131,408
ウステキヌマブＢＳ皮下注90mgシリンジ「Ｆ」	90mg１mL１筒	254,206
エンスプリング皮下注120mgオートインジェクター	120mg１mL１キット	1,152,032
オマリズマブＢＳ皮下注75mgシリンジ「ＣＴ」	75mg0.5mL１筒	8,044
オマリズマブＢＳ皮下注75mgペン「ＣＴ」	75mg0.5mL１キット	8,044
オマリズマブＢＳ皮下注150mgシリンジ「ＣＴ」	150mg１mL１筒	14,602
オマリズマブＢＳ皮下注150mgペン「ＣＴ」	150mg１mL１キット	14,602
（か）		
ゴリムマブＢＳ皮下注50mgシリンジ「Ｆ」	50mg0.5mL１筒	67,615
（さ）		
ゾルゲンスマ髄注	１患者当たり	167,077,222
（た）		
デノスマブＢＳ皮下注120mgＲＭ「Ｆ」	120mg1.7mL１瓶	23,481
トシリズマブＢＳ点滴静注80mg「ＭＡ」	80mg４mL１瓶	6,687
トシリズマブＢＳ点滴静注200mg「ＭＡ」	200mg10mL１瓶	16,717
トシリズマブＢＳ点滴静注400mg「ＭＡ」	400mg20mL１瓶	33,434
（は）		
ブーレンレップ点滴静注用70mg	70mg１瓶	923,754

第二条　使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後

別表

注１～３　（略）

第１部　内用薬

品名	規格単位	薬価 円
（あ）～（ひ）　（略）		
（ふ）		
（略）		
ブリィビアクト錠25mg	25mg１錠	357.30
ブリィビアクト錠50mg	50mg１錠	583.20
（略）		
（へ）～（わ）　（略）		

改正前

別表

注１～３　（略）

第１部　内用薬

品名	規格単位	薬価 円
（あ）～（ひ）　（略）		
（ふ）		
（略）		
ブリィビアクト錠25mg	25mg１錠	373.30
ブリィビアクト錠50mg	50mg１錠	609.30
（略）		
（へ）～（わ）　（略）		

品	第２部 注射薬 規格単位	薬価 円
（あ）		
（略）		
アムヴトラ皮下注25mgシリンジ	25mg0.5mL１筒	6,834,558
（略）		
（い）～（ほ）　（略）		
（へ）		
（略）		
マンジャロ皮下注2.5mgアテオス	2.5mg0.5mL１キット	1,443
マンジャロ皮下注５mgアテオス	５mg0.5mL１キット	2,886
マンジャロ皮下注7.5mgアテオス	7.5mg0.5mL１キット	4,329
マンジャロ皮下注10mgアテオス	10mg0.5mL１キット	5,772
マンジャロ皮下注12.5mgアテオス	12.5mg0.5mL１キット	7,215
マンジャロ皮下注15mgアテオス	15mg0.5mL１キット	8,658
（略）		
（み）～（わ）　（略）		

附　則

この告示は、令和八年五月二十日から適用する。ただし、第二条の規定は、同年八月一日から適用する。

○厚生労働省告示第二百十八号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第二十条第二号ヘ及びト並びに第二十一条第二号ヘ並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第二十条第三号ヘ及びト並びに第二十一条第三号への規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次の表のように改正し、令和八年五月二十日から適用する。

令和八年五月十九日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第十　厚生労働大臣が定める注射薬等	第十　厚生労働大臣が定める注射薬等
一　（略）	一　（略）
二　投薬期間に上限が設けられている医薬品	二　投薬期間に上限が設けられている医薬品
（一）　療担規則第二十条第二号ヘ及びト並びに第二十一条第二号ヘ並びに療担基準第二十条第三号ヘ及びト並びに第二十一条第三号への厚生労働大臣が定める投薬量又は投与量が十四日分を限度とされる内服薬及び外用薬並びに注射薬	（一）　療担規則第二十条第二号ヘ及びト並びに第二十一条第二号ヘ並びに療担基準第二十条第三号ヘ及びト並びに第二十一条第三号への厚生労働大臣が定める投薬量又は投与量が十四日分を限度とされる内服薬及び外用薬並びに注射薬
イ・ロ　（略）	イ・ロ　（略）
ハ　新医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条の四第一項第一号に規定する新医薬品をいう。）であって、使用薬剤の薬価（薬価基準）への収載の日の属する月の翌月の初日から起算して一年（厚生労働大臣が指定するものにあっては、厚生労働大臣が指定する期間）を経過していないもの（次に掲げるものを除く。）	ハ　新医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条の四第一項第一号に規定する新医薬品をいう。）であって、使用薬剤の薬価（薬価基準）への収載の日の属する月の翌月の初日から起算して一年（厚生労働大臣が指定するものにあっては、厚生労働大臣が指定する期間）を経過していないもの（次に掲げるものを除く。）

エブリスディドライシロップ六〇㎎、シアリス錠五㎎、シアリス錠一〇㎎、シアリス錠二〇㎎、バイアグラ錠二五㎎、バイアグラ錠五〇㎎、バイアグラＯＤフィルム二五㎎、バイアグラＯＤフィルム五〇㎎、ガニレスト皮下注〇・二五㎎シリンジ、セトロタイド注射用〇・二五㎎、ウトロゲスタン膣用カプセル二〇〇㎎、ルティナス腟錠一〇〇㎎、ルテウム腟用坐剤四〇〇㎎、ワンクリノン腟用ゲル九〇㎎、ボカブリア錠三〇㎎、コセルゴカプセル一〇㎎（一回の投薬量が二十八日分以内である場合に限る。）、コセルゴカプセル二五㎎（一回の投薬量が二十八日分以内である場合に限る。）、リバゼブ配合錠ＬＤ、リバゼブ配合錠ＨＤ、グラアルファ配合点眼液、ゾキンヴィカプセル五〇㎎、ゾキンヴィカプセル七五㎎、アリッサ配合錠、ユバンシ配合錠、リブマーリ内用液一〇㎎／mL、ビルベイ顆粒二〇〇㎍、ビルベイ顆粒六〇〇㎍（一回の投薬量が三十日分以内である場合に限る。）、ボラニゴ錠一〇㎎（一回の投薬量が三十日分以内である場合に限る。）、イドビンソ配合錠及びドジョルビ内用液一〇〇％

（二）・（三）　（略）

○厚生労働省告示第二百十九号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号及び別表19の規定に基づき、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年五月十九日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部改正）

第一条　厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後

番号	疾患コード	傷病名 ICDコード	手術 区分番号等	手術・処置等1 区分番号等	手術・処置等2 区分番号等	定義副傷病名 疾患コード
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
2046から2052まで						
					なし	
					（略）	
					4あり	ボナチニブ塩酸塩、ルキソリチニブリン酸塩、モメロチニブ塩酸塩、ペフェドラチニブ、ポスチニブ塩酸塩、アミトキサチニブメシル酸塩、ニロチニブ塩酸塩水和物、アシミニブ塩酸塩
（略）						

改　正　前

番号	疾患コード	傷病名 ICDコード	手術 区分番号等	手術・処置等1 区分番号等	手術・処置等2 区分番号等	定義副傷病名 疾患コード
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
2046から2052まで						
					なし	
					（略）	
					4あり	ボナチニブ塩酸塩、ルキソリチニブリン酸塩、モメロチニブ塩酸塩、ペフェドラチニブ、ポスチニブ塩酸塩、アミトキサチニブメシル酸塩、ニロチニブ塩酸塩水和物、アシミニブ塩酸塩
（略）						

（厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部を改正する件の一部改正）

第二条　厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部を改正する件（令和八年厚生労働省告示第九十八号）の一部を次のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後

番号	疾患ユーアイ	傷病名		手術		手術・処置等1		手術・処置等2		定義副傷病名	
			ICDコード		区分番号等		区分番号等		区分番号等		疾患コード
（略）											
2020から2027まで	（略）	（略）	（略）					なし	ボナチニブ塩酸塩，ルキソリチニブリン酸塩，モメロチニブ塩酸塩，フェドラチニブ塩酸塩，ダサチニブ，ポスチニブ，ニロチニブ塩酸塩，アシミニブ塩酸塩，イマチニブメシル酸塩，化学療法，放射線療法，J038（4に限る。），G005，J045なし		
								（略）	（略）		
								4あり	ボナチニブ塩酸塩，ルキソリチニブリン酸塩，モメロチニブ塩酸塩，フェドラチニブ塩酸塩，ダサチニブ，ポスチニブ，ニロチニブ塩酸塩，アシミニブ塩酸塩		
（略）											

改正前

番号	疾患ユーアイ	傷病名		手術		手術・処置等1		手術・処置等2		定義副傷病名	
			ICDコード		区分番号等		区分番号等		区分番号等		疾患コード
（略）											
2020から2027まで	（略）	（略）	（略）					なし	ボナチニブ塩酸塩，ルキソリチニブリン酸塩，モメロチニブ塩酸塩，ダサチニブ，ポスチニブ，ニロチニブ塩酸塩，アシミニブ塩酸塩，イマチニブメシル酸塩，化学療法，放射線療法，J038（4に限る。），G005，J045なし		
								（略）	（略）		
								4あり	ボナチニブ塩酸塩，ルキソリチニブリン酸塩，モメロチニブ塩酸塩，ダサチニブ，ポスチニブ，ニロチニブ塩酸塩，アシミニブ塩酸塩		
（略）											

（厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部改正）

第三条　厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十四年厚生労働省告示第百四十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後

別表１

	薬剤	番号
（略）		
	デュピルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和５年６月26日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1515及び1516
	デュピルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和５年９月25日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1514

改正前

別表１

	薬剤	番号
（略）		
	デュピルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和５年６月26日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1515及び1516
	デュピルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和５年９月25日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1514

	5	デュピルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和５年９月25日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1514
		デュピルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和６年２月９日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1515及び1516
		デュピルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年３月27日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	589、602から605まで、607、609及び670
		デュピルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年12月22日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	590及び591
		デュピルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和８年３月23日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1523
（略）			
		トラスツズマブ　デルクステカン（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和５年８月23日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	485から487まで、499から501まで、510、511及び519

	5	デュピルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和５年９月25日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1514
		デュピルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和６年２月９日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1515及び1516
		デュピルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年３月27日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	589、602から605まで、607、609及び670
		デュピルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年12月22日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	590及び591
（略）			

12	トラスツズマブ　デルクステカン（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和８年３月23日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	４、５、13、14、25から27まで、321、392から394まで、403、404、412、470から472まで、475、485から487まで、499から501まで、510、511、519、524、525、529、671、912から915まで、921から924まで、929、937、945、952から954まで、960、961、969、970、978、979、995、1002から1004まで、1013、1014、1020、1032、1042から1044まで、1050、1051、1060、1064、1067、1077、1078、1084、1089、1090、1316、1319、1321、1323、1324、1328、1329、1332、1333、1335、1336、1341、1342、1497、1502、1503、1575、1576、1584、1586、1618、1621、1625、1677、1682、1686、1688、1693、1696、1698、1700、1704、1705、1709、1713、1716、1717、1722、1726、1727、1735、1738、1743、1751、1752、1754、1755、1836から1838まで、1845から1847まで、1851、1852、1856、1857、1863、1864、1870、1872、1873、1877、1878、1881、2473及び2475
（略）		

12	トラスツズマブ　デルクステカン（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和５年８月23日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	485から487まで、499から501まで、510、511及び519
（略）		

	タラゾパリブトシル酸塩（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和６年１月18日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1548から1550まで、1558、1559、1736、1738及び1744
28	タラゾパリブトシル酸塩（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和８年３月23日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1736、1738及び1744
	アフリベルセプト（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和６年１月18日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	338、343、346、348及び350
29	アフリベルセプト（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和８年３月23日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	352及び354
（略）		
	モスネツズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和６年12月27日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2002、2003、2016及び2017
84	モスネツズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年12月22日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2002、2003、2016及び2017
	モスネツズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和８年３月23日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2011、2012及び2029から2031まで
（略）		

28	タラゾパリブトシル酸塩（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和６年１月18日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1548から1550まで、1558、1559、1736、1738及び1744
29	アフリベルセプト（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和６年１月18日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	338、343、346、348及び350
（略）		
84	モスネツズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和６年12月27日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2002、2003、2016及び2017
	モスネツズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年12月22日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2002、2003、2016及び2017
（略）		

142	ダロルタミド（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和８年３月23日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	392、395、403から405まで及び412	（新設）	（新設）	（新設）
143	ポラツズマブ　ベドチン（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和８年３月23日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2011、2012及び2029から2031まで	（新設）	（新設）	（新設）
144	乾燥人フィブリノゲン（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和８年３月23日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	全ての番号	（新設）	（新設）	（新設）
145	パロバロテン（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和８年２月19日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1359及び1360	（新設）	（新設）	（新設）
146	トリヘプタノイン（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和８年３月23日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1661から1664まで	（新設）	（新設）	（新設）
147	フェドラチニブ塩酸塩水和物（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年６月24日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2049及び2052	（新設）	（新設）	（新設）
148	バンデフィテムセル（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能、効果又は性能及び用法、用量又は使用方法（令和６年７月31日に、医薬品医療機器等法第23条の25第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	319、320及び2264から2271まで	（新設）	（新設）	（新設）

149	ラグネプロセル（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能、効果又は性能及び用法、用量又は使用方法（令和８年３月６日に、医薬品医療機器等法第23条の25第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	271から274まで

（新設）	（新設）	（新設）

（厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件の一部改正）

第四条　厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件（令和八年厚生労働省告示第九十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後

別表１

	薬剤	番号
（略）		
55	モスネツズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年12月22日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1983及び2003
	モスネツズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和８年３月23日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1983及び2002から2004まで
（略）		
61	アフリベルセプト（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和８年３月23日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	346及び348
62	デュピルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和８年３月23日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1503

改正前

別表１

	薬剤	番号
（略）		
55	モスネツズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年12月22日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1983及び2003
（略）		
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）

	63	トラスツズマブ　デルクステカン（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和８年３月23日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	４から６まで、14、15、25、26、317、383から385まで、394、395、402、458から460まで、463、515、516、520、660、894から897まで、901から904まで、909、925、932から934まで、940、941、948、949、957、958、967、975、982から984まで、993、994、1000、1012、1021から1023まで、1030、1040、1044、1047、1056、1057、1063、1068、1069、1296、1299、1301、1303、1304、1308、1309、1311、1312、1314、1315、1320、1321、1475、1480、1481、1484、1552、1553、1562、1564、1593、1596、1600、1650、1651、1655、1658、1660、1665、1668、1670、1672、1676、1677、1681、1685、1688、1689、1694、1698、1699、1707、1710、1717、1724、1725、1727、1728、1811、1812、1818から1820まで、1824、1828、1833、1834、1840、1842、1843、1847、1848、1851、2445及び2447	（新設）	（新設）	（新設）

64	ダロルタミド（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和８年３月23日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	383、385、386、394、396及び402	（新設）	（新設）	（新設）
65	タラゾパリブトシル酸塩（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和８年３月23日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1708、1710及び1718	（新設）	（新設）	（新設）
66	ポラツズマブ　ベドチン（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和８年３月23日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1983及び2002から2004まで	（新設）	（新設）	（新設）
67	乾燥人フィブリノゲン（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和８年３月23日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	全ての番号	（新設）	（新設）	（新設）
68	パロバロテン（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和８年２月19日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1337及び1338	（新設）	（新設）	（新設）
69	トリヘプタノイン（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和８年３月23日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1635から1640まで	（新設）	（新設）	（新設）
70	フェドラチニブ塩酸塩水和物（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年６月24日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2023及び2027	（新設）	（新設）	（新設）
71	バンデフィテムセル（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能、効果又は性能及び用法、用量又は使用方法（令和６年７月31日に、医薬品医療機器等法第23条の25第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	314、315及び2234から2241まで	（新設）	（新設）	（新設）

ラグネプロセル（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能、効果又は性能及び用法、用量又は使用方法（令和８年３月６日に、医薬品医療機器等法第23条の25第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	72	266から270まで	（新設）	（新設）	（新設）

（厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名等の一部を改正する告示の一部改正）

第五条　厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名等の一部を改正する告示（令和八年厚生労働省告示第百九十八号）の一部を次のように改正する。

附則中「令和八年六月一日」を「令和八年五月二十日」に改める。

附　則

この告示は、令和八年五月二十日から適用する。

○海上保安庁告示第十七号

港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号）第十一条第一項及び第二項の規定に基づき、港則法施行規則第十一条第一項の規定による進路を他の船舶に知らせるために船舶自動識別装置の目的地に関する情報として送信する記号及び港則法施行規則第十一条第二項の港を航行するときの進路を表示する信号の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年五月十九日

海上保安庁長官　瀬口　良夫

港則法施行規則第十一条第一項の規定による進路を他の船舶に知らせるために船舶自動識別装置の目的地に関する情報として送信する記号及び港則法施行規則第十一条第二項の港を航行するときの進路を表示する信号の一部を改正する告示

（港則法施行規則第十一条第一項の規定による進路を他の船舶に知らせるために船舶自動識別装置の目的地に関する情報として送信する記号の一部改正）

第一条　港則法施行規則第十一条第一項の規定による進路を他の船舶に知らせるために船舶自動識別装置の目的地に関する情報として送信する記号（平成二十二年海上保安庁告示第九十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

別表第二　仕向港での進路を示す記号

(1)～(3)　（略）

港名	仕向港での進路	進路を示す記号
（略）	（略）	（略）
京浜東京区	（略） 大井コンテナふ頭、大井水産ふ頭、大井食品ふ頭又は大井食品ふ頭南端から大井ふ頭その２北端まで引いた線以西の係留施設に向かって航行する。 （略）	（略） ○ （略）
（略）	（略）	（略）
四日市	（略） ＴＡＮＩＳＥＩ桟橋に向かって航行する。 （略）	（略） Ａ （略）
（略）	（略）	（略）

改正前

別表第二　仕向港での進路を示す記号

(1)～(3)　（略）

港名	仕向港での進路	進路を示す記号
（略）	（略）	（略）
京浜東京区	（略） ＪＥＲＡ大井火力発電所桟橋、大井コンテナふ頭、大井水産ふ頭、大井食品ふ頭又は大井食品ふ頭南端から大井ふ頭その２北端まで引いた線以西の係留施設に向かって航行する。 （略）	（略） ○ （略）
（略）	（略）	（略）
四日市	（略） 谷口石油精製桟橋に向かって航行する。 （略）	（略） Ａ （略）
（略）	（略）	（略）

阪神神戸区	（略） 第２区の摩耶ふ頭西側の係留施設に向かって航行する。 第２区の摩耶ふ頭南側の係留施設、摩耶ふ頭東側の係留施設又はドルフィンバース６番から８番に向かって航行する。 （略）	（略） ＭＷ Ｍ （略）
水島	（略） 玉島人工島南側海域（ＦからＳ錨地）に向かって航行する。	（略） ＦＴ
（略）	（略）	（略）
関門若松区	第１区の東京製鉄専用桟橋、五島商店岸壁、北九州市環境局江川中継所桟橋、堀川公共岸壁又はＵＢＥ三菱セメント桟橋に向かって航行する。 第１区の三菱ケミカル硫酸１号桟橋から三菱ケミカル合成４号桟橋に至る間の係留施設に向かって航行する。 第１区の二島岸壁又は三菱ケミカル化工品１号桟橋から三菱ケミカル有機１号桟橋に至る間の係留施設に向かって航行する。 （略） 第４区安瀬南第１泊地内の係留施設、第５区の響灘南岸壁、ひびきコールセンター第１岸壁、戸畑共同火力重油桟橋又は第５区内の錨地に向かって航行する。 （略）	ＹＯ ＹＲ ＹＫ （略） ＹＨ （略）
（略）	（略）	（略）

阪神神戸区	（略） 第２区の摩耶ふ頭西側の係留施設又はドルフィンバース１番に向かって航行する。 第２区の摩耶ふ頭南側の係留施設、摩耶ふ頭東側の係留施設又はドルフィンバース２番から８番に向かって航行する。 （略）	（略） ＭＷ Ｍ （略）
水島	（略） 玉島人工島南側海域（ＦからＰ錨地）に向かって航行する。	（略） ＦＴ
（略）	（略）	（略）
関門若松区	第１区の東京製鉄専用桟橋、五島商店岸壁、北九州市環境局江川中継所桟橋、堀川公共岸壁又は三菱マテリアル桟橋に向かって航行する。 第１区の三菱ケミカル無機１号埠頭から三菱ケミカル合成４号桟橋に至る間の係留施設に向かって航行する。 第１区の二島岸壁又は三菱ケミカル化工品１号桟橋から三菱ケミカル硝酸１号桟橋に至る間の係留施設に向かって航行する。 （略） 第４区安瀬南第１泊地内の係留施設、第５区の響灘ドルフィン、響灘南岸壁、ひびきコールセンター第１岸壁、戸畑共同火力重油桟橋又は第５区内の錨地に向かって航行する。 （略）	ＹＯ ＹＲ ＹＫ （略） ＹＨ （略）
（略）	（略）	（略）

（港則法施行規則第十一条第二項の港を航行するときの進路を表示する信号の一部改正）

第二条　港則法施行規則第十一条第二項の港を航行するときの進路を表示する信号（平成七年海上保安庁告示第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改　正　後	改　正　前
１　港則法施行規則第十一条第二項の港を航行するときの進路を表示する信号は別表のとおりとする。	１　港則法施行規則第十一条の港を航行するときの進路を表示する信号は別表のとおりとする。
２　（略）	２　（略）
別表	別表
(1)・(2)　（略）	(1)・(2)　（略）
１～６　（略）	１～６　（略）

7　京浜港

信　　号		信　　文
東京区	（略） ２代・Ｏ （略） ２代・Ｃ・Ｗ	（略） 大井コンテナふ頭、大井水産ふ頭、大井食品ふ頭又は大井食品ふ頭南端から大井ふ頭その２北端まで引いた線以西の係留施設に向かって航行する。 （略） 中央防波堤外側埋立地西側の係留施設に向かって航行する。
（略）	（略）	（略）

8・9　（略）

10　四日市港

信　　号	信　　文
１代・Ｉ （略） １代・Ｎ （略） ２代・Ａ （略）	第１航路を航行して出港する。 （略） 第２航路を航行して出港する。 （略） ＴＡＮＩＳＥＩ桟橋に向かって航行する。 （略）

11　阪神港

信　　号		信　　文
（略）	（略）	（略）
神戸区	（略） ２代・Ｍ・Ｗ ２代・Ｍ （略）	（略） 第２区の摩耶ふ頭西側の係留施設に向かって航行する。 第２区の摩耶ふ頭南側の係留施設、摩耶ふ頭東側の係留施設又はドルフィンバース６番から８番に向かって航行する。 （略）

12　水島港

信　　号	信　　文
（略） ２代・Ｆ・Ｔ	（略） 玉島人工島南側海域（ＦからＳ錨地）に向かって航行する。

7　京浜港

信　　号		信　　文
東京区	（略） ２代・Ｏ （略） ２代・Ｃ・Ｗ	（略） ＪＥＲＡ大井火力発電所桟橋、大井コンテナふ頭、大井水産ふ頭、大井食品ふ頭又は大井食品ふ頭南端から大井ふ頭その２北端まで引いた線以西の係留施設に向かって航行する。 （略） 中央防波堤外側埋立地西側の係留施設に向かって航行する。
（略）	（略）	（略）

8・9　（略）

10　四日市港

信　　号	信　　文
１代・１ （略） １代・２ （略） ２代・Ａ （略）	第１航路を航行して出港する。 （略） 第２航路を航行して出港する。 （略） 谷口石油精製桟橋に向かって航行する。 （略）

11　阪神港

信　　号		信　　文
（略）	（略）	（略）
神戸区	（略） ２代・Ｍ・Ｗ ２代・Ｍ （略）	（略） 第２区の摩耶ふ頭西側の係留施設又はドルフィンバース１番に向かって航行する。 第２区の摩耶ふ頭南側の係留施設、摩耶ふ頭東側の係留施設又はドルフィンバース２番から８番に向かって航行する。 （略）

12　水島港

信　　号	信　　文
（略） ２代・Ｆ・Ｔ	（略） 玉島人工島南側海域（ＦからＰ錨地）に向かって航行する。

13　関門港

信号	信文
（略）	（略）
（略）	（略）
若松区　２代・Ｙ・Ｏ	第１区の東京製鉄専用桟橋、五島商店岸壁、北九州市環境局江川中継所桟橋、堀川公共岸壁又はＵＢＥ三菱セメント桟橋に向かって航行する。
２代・Ｙ・Ｒ	第１区の三菱ケミカル硫酸１号桟橋から三菱ケミカル合成４号桟橋に至る間の係留施設に向かって航行する。
２代・Ｙ・Ｋ	第１区の二島岸壁又は三菱ケミカル化工品１号桟橋から三菱ケミカル有機１号桟橋に至る間の係留施設に向かって航行する。
（略）	
２代・Ｙ・Ｈ	第４区安瀬南第１泊地内の係留施設、第５区の響灘南岸壁、ひびきコールセンター第１岸壁、戸畑共同火力重油桟橋又は第５区内の錨地に向かって航行する。
（略）	
（略）	（略）
（略）	（略）

14～16　（略）

13　関門港

信号	信文
（略）	（略）
（略）	（略）
若松区　２代・Ｙ・Ｏ	第１区の東京製鉄専用桟橋、五島商店岸壁、北九州市環境局江川中継所桟橋、堀川公共岸壁又は三菱マテリアル桟橋に向かって航行する。
２代・Ｙ・Ｒ	第１区の三菱ケミカル無機１号埠頭から三菱ケミカル合成４号桟橋に至る間の係留施設に向かって航行する。
２代・Ｙ・Ｋ	第１区の二島岸壁又は三菱ケミカル化工品１号桟橋から三菱ケミカル硝酸１号桟橋に至る間の係留施設に向かって航行する。
（略）	
２代・Ｙ・Ｈ	第４区安瀬南第１泊地内の係留施設、第５区の響灘ドルフィン、響灘南岸壁、ひびきコールセンター第１岸壁、戸畑共同火力重油桟橋又は第５区内の錨地に向かって航行する。
（略）	
（略）	（略）
（略）	（略）

14～16　（略）

附　則

この告示は、令和八年六月一日から施行する。

その他告示

○総務省告示第百九十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第六条第一項（法第六条の三の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定による政治団体の届出があったので、法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

令和八年五月十九日

総務大臣　林　芳正

㈠　政党の支部

法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類（第一号）	届出年月日
公明党参議院比例区第８総支部	浮田　広宣	大阪府大阪市東成区東中本一―一七―一七	参議院議員	○	七、八、一八
日本維新の会参議院比例区第44支部	上野　蛍	上野　蛍	富山県富山市堤町通り二―七―一	参議院議員	○	七、九、一八
日本保守党東三河支部	竹上　裕子	佐野　敏幸	愛知県豊橋市駅前大通三―二六	衆議院議員	○	七、一、二一

㈡　その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

㈠　法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類（第一号）	届出年月日
英幸会	中野　英幸	宮澤　孝久	東京都千代田区永田町二―一―二	衆議院議員	七、九、一六
日本自由党	浜田　聡	浜田　聡	東京都文京区大塚五―一―一七	参議院議員	七、九、一一

㈡　法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の候補者の氏名及び公職の種類（第二号）	届出年月日
山王政治経済研究会	岡野　功	前澤　博英	茨城県猿島郡境町一六六―四	中村　勇太、衆議院議員	七、四、二二
地域活性化研究会	布施　哲也	片山　大介	兵庫県神戸市中央区元町通三―一七―八	片山　大介、参議院議員	七、五、一三

(ハ)　法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の候補者の氏名及び公職の種類（第二号）	公職の種類（第一号）	届出年月日
北野ゆうこを励ます会	北野　裕子	北野　裕也	滋賀県守山市守山四―六―六	北野　裕子、衆議院議員	衆議院議員	(令和)七、八、二〇
くしぶち万里と歩む会	櫛渕　万里	赤木　善美	東京都江戸川区平井四―一四―八	櫛渕　万里、衆議院議員	衆議院議員	七、八、二一
駒込会	釜萢　敏	大見　祐子	東京都千代田区永田町二―一―一	釜萢　敏、参議院議員	参議院議員	七、八、一九
社幸優連会	齊藤健一郎	渡辺　文久	東京都あきる野市草花七―三一五―	齊藤健一郎、参議院議員	参議院議員	七、一一、一八
新時代総合政策研究会	西田　英範	須山　義正	東京都千代田区永田町二―一―一	西田　英範、参議院議員	参議院議員	七、九、八
石平後援会	北埜　陽	北埜　陽	奈良県奈良市大宮町七―二―五	北埜　陽、参議院議員	参議院議員	七、六、二五
つかさ会	司　隆史	浮田　広宣	大阪府大阪市東成区東中本一―一七―一七	司　隆史、参議院議員	参議院議員	七、八、一五
有済会	鳩山　太郎	鳩山エミリー	東京都文京区白山二―二五―二	鳩山　太郎、衆議院議員	衆議院議員	七、一〇、二九
HIKESHI平和構築研究所	伊勢﨑賢治	今井　千尋	東京都千代田区麹町二―五―二〇	伊勢﨑賢治、参議院議員	参議院議員	七、八、六
文化の木	橋本　幹彦	橋本　幹彦	埼玉県久喜市久喜中央一―八―一五	橋本　幹彦、衆議院議員	衆議院議員	七、六、二三
堀井いわお政経懇話会	堀井　巌	諏訪　耕	東京都千代田区永田町二―一―一	堀井　巌、参議院議員	参議院議員	七、九、一〇
政を佳くする会	奥村　政佳	奥村　政佳	神奈川県逗子市新宿一―二―三	奥村　政佳、参議院議員	参議院議員	七、八、八
横山信一事務所	横山　信一	八木橋広宣	東京都千代田区永田町二―一―一	横山　信一、参議院議員	参議院議員	七、九、八

(ニ)　国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
ａｉ革新組	奥村光一郎	多賀　武	東京都中央区銀座一―二二―一一	(令和)七、一〇、六
永久中立国美ＪＡＰＡＮ！	濵邉　芳子	濵邉トシ子	奈良県奈良市学園大和町一九七	七、四、一七
大里比企政治研究会	福田　稚鶴	福田　新一	埼玉県熊谷市村岡一九五二―二	七、九、八
共存共栄党	伊藤　豪	勝又　隆弘	東京都八王子市館町一八二一―一二二	七、九、二二
皇國櫻心會	天谷　真悟	岡本　誠	福井県福井市堅達町三―三	七、八、二六
国際文化芸能政策研究会	山田　広郷	石原むつみ	東京都千代田区紀尾井町四―一	七、一〇、二三
国民を大切にする党	平井　茂	平井　茂	東京都世田谷区桜丘五―三二―九	七、八、二五
ことのも党	佐藤　基裕	佐藤　基裕	東京都墨田区本所一―七―一一	七、一〇、一
再生の道	奥村　光貴	西岡　直人	東京都港区高輪四―一一―二三	七、九、一九
政治結社大日本英櫻會	渡辺　翔汰	豊田　敦美	埼玉県さいたま市桜区栄和四―八―一九	七、九、一〇
政治結社大日本政神會	鈴木　政行	鈴木　茉奈	埼玉県さいたま市桜区町谷四―三―一	七、九、八
政治結社同血社愛和塾	山口　秀明	平田佐喜雄	東京都江戸川区東葛西五―二〇―一七	七、九、一七
政治結社日本泰志会大阪総本部	関口　泰生	小川　愛	大阪府大阪市平野区瓜破六―八―三三	七、一〇、一五
税理士による若井あつこ後援会	河合　敏則	小原　香織	岐阜県岐阜市美江寺町一―五	七、九、二二
世界を臨む江戸の会	田中　直子	田中　直子	東京都西東京市保谷町四―一二―二〇	七、一〇、二〇
ＺＳＴＡＴＥ	池下　宰史	池下　宰史	東京都世田谷区弦巻五―一六―八	七、九、一
坪田幸典後援会	坪田　幸典	坪田　幸典	東京都墨田区太平一―七―一	七、九、一〇
日本自由党	山﨑　政彦	関　篝	和歌山県日高郡日高川町土生九六四	七、八、二九
日本党	石濱　哲信	鈴村　昌巳	埼玉県戸田市美女木二―二二―二	七、八、一二
日本の花党	伊藤　利香	森下　透	石川県白山市西柏二―二―八	七、一〇、二二
英の会	東国原英夫	谷口　俊朗	宮崎県宮崎市広島一―一七―二一	七、六、六
秀真の和	篠原　由美	篠原　史紀	三重県いなべ市北勢町飯倉四六七―三	七、六、二〇
水生活環境研究所	石原　祥光	石原　祥光	大阪府東大阪市荒本北一―四―一	七、九、一六
ワクチン・マスク反対政治連盟	大塚　チイ	大塚　督	埼玉県大里郡寄居町桜沢一二七一―四	七、一〇、二〇

備考　従来、日本維新の会参議院比例区第44支部は富山県選挙管理委員会に、日本保守党東三河支部は愛知県選挙管理委員会に、英幸会は埼玉県選挙管理委員会に、山王政治経済研究会は茨城県選挙管理委員会に、地域活性化研究会、有済会、政を佳くする会、再生の道、世界を臨む江戸の会及び坪田幸典後援会は東京都選挙管理委員会に、皇國櫻心會は福井県選挙管理委員会に、英の会は宮崎県選挙管理委員会にそれぞれ届出がされていたが、総務大臣に届出すべき政治団体となったものである。

○総務省告示第百九十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和八年五月十九日

総務大臣　林　芳正

(一)　政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動年月日
公明党衆議院比例区北陸信越第１総支部	中川　宏昌	主たる事務所の所在地	長野県長野市高田九五五―四	新	旧	（令和）七、一〇、一
公明党参議院比例区第20総支部	河野　義博	会計責任者の氏名	河野　義博	新保　正則	七、七、二九
社会民主党北信越ブロック協議会	盛本　芳久	主たる事務所の所在地	新潟県新潟市中央区新光町一九―七	石川県金沢市芳斉二―一五―一五	七、八、二二
自由民主党大阪府参議院比例区第九十七支部	長尾　敬	会計責任者の氏名	長尾　陽子	中塚　貴充	七、八、二五
自由民主党大阪府参議院選挙区第三支部	柳本　顕	政治団体の名称	自由民主党大阪府参議院選挙区第三支部	自由民主党大阪府衆議院比例区第一支部	七、六、一七
自由民主党東京都参議院比例区第十一支部	犬童　周作	会計責任者の氏名	岡田　英	久保田　稔	七、一〇、二〇
自由民主党東京都参議院比例区第十四支部	宮崎　雅夫	主たる事務所の所在地	東京都港区新橋三―五―二	東京都港区新橋五―三三―九	七、九、一
自由民主党東京都参議院比例区第三十八支部	進藤金日子	主たる事務所の所在地	東京都港区新橋三―五―二	東京都港区新橋五―三三―九	七、九、一
自由民主党東京都参議院比例区第五十八支部	東野　秀樹	主たる事務所の所在地	東京都千代田区内神田三―三―一三	東京都千代田区鍛冶町一―六―一七	七、九、二四
日本維新の会参議院比例区第15支部	赤嶺　昇	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体	七、一〇、一五
日本維新の会参議院比例区第23支部	北埜　陽	主たる事務所の所在地	奈良県奈良市大宮町四―二七〇―一〇	奈良県奈良市大宮町七―二―五	七、八、二九
日本保守党名古屋支部	廣澤　一郎	政治団体の区分	政党の支部	その他の政治団体の支部	六、一〇、二七
立憲民主党参議院比例第13総支部	岸　真紀子	会計責任者の氏名	徳永　佳紀	伊藤　和寿	七、一一、二六
立憲民主党参議院比例第22総支部	郡山　玲	会計責任者の氏名	大谷　正人	大野　弘二	七、九、九
れいわ新選組参議院第二総支部	木村　英子	会計責任者の氏名	木村　雅紀	入野田智也	七、八、二八

(二)　その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動年月日（法第十九条の七第一項第二号に係る届出年月日）
ＩＨＩ労働組合連合会政治活動委員会	肥後　充高	代表者の氏名	肥後　充高	栗村　武志	（令和）七、一〇、一
愛国必勝会	中川　仁志	政治団体の名称	愛国必勝会	愛国青年協議会	七、七、二五
愛宕会	繁本　護	主たる事務所の所在地	東京都港区新橋五―二七―三	東京都港区新橋六―四―三	七、一〇、一
新しいまちづくりに取り組むＮＷＵメンバーの会	高木　友和	代表者の氏名	高木　友和	塩田　明	七、八、一
ありがとう	橋口　和矢	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体	七、四、二一
アピール21	山本　雄介	代表者の氏名	山本　雄介	中澤　豊治	七、一〇、一五
犬童周作後援会	犬童　周作	会計責任者の氏名	岡田　英	久保田　稔	七、一〇、二〇
うえの賢一郎・政経フォーラム	上野賢一郎	会計責任者の氏名	原島　潤	浅山　禎信	七、八、二九
石丸幸人党	立花　孝志	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体	七、八、二二
		公職の種類（第一号）	参議院議員		

うつみさとる後援会	内海　聡	公職の種類（第一号）	参議院議員	衆議院議員	七、二、一四
永久中立国美JAPAN！	濵邉　芳子	主たる事務所の所在地	奈良県奈良市中町四九九一―三九	奈良県奈良市学園大和町一九七	七、一〇、一三
えいこのかけはし	木村　英子	会計責任者の氏名	木村　雅紀	入野田智也	七、八、二八
衛藤征士郎後援会	小手川強二	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体	七、二、二八
江夏正敏後援会	佐々木勝浩	主たる事務所の所在地	東京都港区赤坂二―一〇―八	東京都大田区西馬込一―二二―七	七、九、一
NECグループ連合政治活動委員会	横山　洋人	代表者の氏名	横山　洋人	伊藤　恒雄	七、八、一
輝く明日を創る会	久野　正人	代表者の氏名	久野　正人	廣沢　知裕	七、一〇、九
金井きょうた後援会	金井　亨太	主たる事務所の所在地	東京都新宿区早稲田鶴巻町五五七	東京都港区高輪四―一一―二三	七、一〇、一
環境・エネ政策研究会	磯貝　豪	代表者の氏名	磯貝　豪	片山　修	七、八、二一
関東信越税理士政治連盟	小林　俊一	会計責任者の氏名	齋藤　嘉一	田中　操	七、四、一七
関東豊穣会政治連盟	坂井　康宏	主たる事務所の所在地	東京都港区新橋三―五―二	東京都港区新橋五―三三―九	七、九、一
岸まきこ後援会	岸　真紀子	会計責任者の氏名	徳永　佳紀	伊藤　和寿	七、一一、二六
救国同志会	坂矢　吉秋	会計責任者の氏名	田口　善朗	山崎　剛	七、九、二六
協創政策研究会	浅野　哲	会計責任者の氏名	船山　秀高	森田亜希人	七、八、一
旭日愛国舎	山原　啓嘉	代表者の氏名	山原　啓嘉	大和田貴弘	七、九、二九
暮らし改革研究会	古谷野知一	代表者の氏名	古谷野知一	髙島　稔博	七、九、二七
敬天会	長尾　敬	会計責任者の氏名	長尾　陽子	中塚　貴充	七、八、二五
健康増進党	速水　肇	主たる事務所の所在地	兵庫県尼崎市神田南通一―三一	兵庫県西宮市染殿町六―九	六、八、一
健康問題研究会	滝沢　洋二	代表者の氏名	滝沢　洋二	前田　俊範	七、九、一〇
減税党	佐藤沙織里	会計責任者の氏名	相馬　一仁	富田　剛司	七、八、一八
公認会計士による石井啓一後援会	若松　謙維	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体	七、七、二八

耕隆会	佐藤　準	主たる事務所の所在地	東京都港区新橋三―五―二	東京都港区新橋五―三三―九	七、九、一
國士塾	臼倉洋一郎	主たる事務所の所在地	大阪府大阪市平野区長吉出戸八―六―一六	大阪府羽曳野市白鳥三―一―八	七、九、一
国誠新報社	上田　利彦	会計責任者の氏名	上田　利彦	槙　研二	七、三、二八
財政健全化を求める市民の会	桑原　由樹	政治団体の名称	財政健全化を求める市民の会	時代革新	七、九、二〇
サクセス三田会	大森　勇	会計責任者の氏名	竹田可奈子	片山　修	七、九、一一
佐藤信秋後援会	佐藤　信秋	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体	七、七、二九
清の会	塩入　清香	主たる事務所の所在地	東京都千代田区永田町二―一一―一	東京都港区港南二―一六―一	七、九、一
産業経済研究会	坂井　正明	会計責任者の氏名	吉川　公滋	中村　貴司	七、
産業政策・政策制度を充実する会	岡田　貴寿	代表者の氏名	岡田　貴寿	林　鎮男	七、八、一
山王政治経済研究会	中村　勇太	会計責任者の氏名	有松　達矢	坂田　武士	七、一〇、二〇
		代表者の氏名	中村　勇太	岡野　功	七、七、一五
		国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項及び第二号に係る国会議員関係政治団体	法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体	
		公職の種類（第一号）	衆議院議員		
繁本まもるを育てる会	繁本　護	代表者の氏名	北岡　篤	北岡　篤	七、一〇、一
私鉄阪堺交通政策研究会	北岡　篤	代表者の氏名	北岡　篤	永橋　敏夫	七、一〇、一
私鉄和歌山バス交通政策研究会	中嶋　英富	代表者の氏名	中嶋　英富	田村　政博	七、三、二〇
		国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体	七、七、二九

使途不明党	林　尚弘	主たる事務所の所在地	東京都港区六本木三―七―一	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体	植木　洋貴、衆議院議員	公職の種類（第一号）	衆議院議員	七、八、二八
品川から日本の未来を護る会植木ひろたか後援会	植木　洋貴	国会議員関係政治団体の区分	東京都新宿区西新宿三―三―一	国会議員関係政治団体以外の政治団体	七、一〇〇、八一〇	公職の候補者の氏名及び公職の種類（第二号）	七、一〇〇、八一〇	七、二、一四
市民がつくる政治の会選挙対策局	内海　聡	公職の種類（第一号）	参議院議員	JAMMパートナーシップ協議会	七、七、一	政治団体の名称	政治団体整総研・日本鍼灸総研	七、七、一
JAMMパートナーシップ協議会	成清　圭吾	政治団体の名称	JAMMパートナーシップ協議会	国会議員関係政治団体以外の政治団体	七、七、二八	国会議員関係政治団体	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体	七、七、二八
新世紀政策研究会	山口那津男	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体	七、七、二八	政治団体の名称	政治連盟日本柔整総研・日本鍼灸総研	七、七、一
新21世紀政治経済研究所	衛藤征士郎	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体	東京都港区新橋五―五―二	七、二、二八	主たる事務所の所在地	東京都港区新橋五―三三―九	七、九、一
進藤金日子後援会	中條　康朗	主たる事務所の所在地	東京都港区新橋五―三三―九	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体	七、九、一	公職の種類（第一号）	衆議院議員	七、二、一四
政治結社眞雅会	田村　辰雄	主たる事務所の所在地	大阪府門真市千石西町三―一〇	国会議員関係政治団体以外の政治団体	七、九、九	政治団体の名称	政治結社賢政会	七、八、一八
政治結社賢政会	山内　誠	政治団体の名称	政治結社賢政会	安岡　研二	会計責任者の氏名	安岡　研二	槙　研二	七、三、二八
正義会	安岡　研二	代表者の氏名	安岡　研二	槙　研二	会計責任者の氏名	槙　研二	吉田　隆	七、七、一六
新保守党日本	鐘ヶ江健一郎	会計責任者の氏名	酒井　晃代	吉田　隆	会計責任者の氏名	吉田　隆	亀石　達彦	七、八、二〇
新日本菊水会	中嶌　則雄	会計責任者の氏名	川井　茂三	亀石　達彦	会計責任者の氏名	亀石　達彦	香川県高松市東ハゼ町一七―七	七、八、一〇
政治結社日本飛翔会	田中　春悟	主たる事務所の所在地	香川県高松市東ハゼ町一七―七	香川県高松市屋島西町二四七	七、八、一〇	主たる事務所の所在地	香川県高松市屋島西町二四七	七、八、一〇
政治結社日本民族文化協会	田中　春悟	主たる事務所の所在地	香川県高松市東ハゼ町一七―七	香川県高松市屋島西町二四七五―二	七、八、一〇	主たる事務所の所在地	香川県高松市屋島西町二四七五―二	七、八、一〇

政治団体活動法人寿生会	坂手　康博	主たる事務所の所在地	静岡県富士市さんどまき一七九―三	政治団体活動法人寿生会	坂手　康博	主たる事務所の所在地	静岡県沼津市西椎路九三三―一	七、九、三〇
石平後援会	北埜　陽	代表者の氏名	坂手　康博	主たる事務所の所在地	奈良県奈良市大宮町四―二七〇―一〇	代表者の氏名	杉本　松雄	七、八、二九
全国介護福祉政治連盟	小泉　立志	会計責任者の氏名	小泉　立志	代表者の氏名	平石　朗	会計責任者の氏名	越山　洋子	七、九、二二
全国社会保険労務士政治連盟	石倉　正仁	代表者の氏名	石倉　正仁	会計責任者の氏名	柏木　弘文	主たる事務所の所在地	奈良県奈良市大宮町七―二―五	七、六、三〇
全国珠算教育連盟政治連盟	長尾　計昌	会計責任者の氏名	鈴木英二郎	代表者の氏名	古澤　和哉	代表者の氏名	奈良県奈良市大宮町七―二―五	七、七、二五
全国土地改良政治連盟	佐藤　準	代表者の氏名	長尾　計昌	主たる事務所の所在地	東京都港区新橋三―五―二	会計責任者の氏名	古澤　和哉	七、八、二九
先進友愛会	鳩山紀一郎	主たる事務所の所在地	東京都台東区雷門二―四―一	会計責任者の氏名	渡邉　靖之	主たる事務所の所在地	東京都台東区上野三―二―二	七、九、一二
全日本不動産政治連盟	中村　裕昌	会計責任者の氏名	原口　正子	主たる事務所の所在地	東京都港区新橋三―三三―九	会計責任者の氏名	鳩山紀一郎	七、一〇、一
全日本分権自治フォーラム	岡部　謙治	会計責任者の氏名	徳永　佳紀	主たる事務所の所在地	東京都千代田区永田町二―一―二	主たる事務所の所在地	東京都千代田区永田町二―一―一	七、九、一
千里同風の会	加藤　竜祥	主たる事務所の所在地	長崎県諫早市東本町二―四	代表者の氏名	山戸　克弘	代表者の氏名	山戸　克弘	七、九、一二
竹詰ひとしを支援する会	片山　修	代表者の氏名	片山　修	会計責任者の氏名	河野　一生	会計責任者の氏名	谷合ひろよ	七、七、四
田中昌史全国後援会	田中　昌史	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	片山　修	竹田可奈子	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体	七、七、二九
地ボ活党	金城　信夫	主たる事務所の所在地	沖縄県中頭郡読谷村字比謝四九一	東京都千代田区永田町二―一―一	財藤和喜男	代表者の氏名	伊藤　和寿	七、九、四
中販連近畿地区政治連盟	掛下　吉三	代表者の氏名	掛下　吉三	主たる事務所の所在地	東京都千代田区永田町二―一―一	主たる事務所の所在地	東京都千代田区永田町二―一―一	七、九、一一
柘植芳文後援会	柘植　芳文	主たる事務所の所在地	東京都千代田区永田町二―一―一七―五	国会議員関係政治団体以外の政治団体	七、五、二六	国会議員関係政治団体以外の政治団体	七、七、二八	七、九、一一
TKC九州政経研究会	西方　和久	代表者の氏名	西方　和久	国会議員関係政治団体	七、一〇、二〇	国会議員関係政治団体	七、一〇、一	七、九、一二
TKC北陸政経研究会	宮下　重秋	代表者の氏名	宮下　重秋	東京都大田区東雪谷五―一五―二	六、一〇、一	東京都千代田区永田町二―一―一	山之内浩明	七、九、一二
				沖縄県中頭郡読谷村字比謝四九	七、七、二八	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体	橋本　佳和	七、九、二六

電力総連政治活動委員会	片山　修	代表者の氏名	片山　修	河野　一生	七、	九、	一一		
東海ときわ会大阪支部	宇田川　亨	会計責任者の氏名	竹田可奈子	片山　修	七、	六、	二七		
東北発電工業労働組合政治活動委員会	石川　雄基	代表者の氏名	宇田川　亨	山本　雅弘	七、	七、	五		
中家康之後援会	佐々木勝浩	会計責任者の氏名	笠井真一郎	安藤　貞典	七、	七、	五		
中田ひろし事務所	中田　宏	主たる事務所の所在地	東京都港区赤坂二―一〇―八	佐藤　純一	七、	九、	一		
中田宏事務所	中田　宏	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	東京都大田区西馬込一―二二―七	七、	七、	二九		
「中田ひろし」と共に日本を良くする万縁の会	石川　哲也	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体	七、	七、	二九		
中田啓之後援会	中田　啓之	政治団体の名称	中田啓之後援会	中田フィッシュ・サポーターズ	七、	九、	一		
		主たる事務所の所在地	東京都渋谷区元代々木町三二―二	東京都港区六本木四―三―一一	七、	八、	一		
二十一世紀の会	野田　聖子	会計責任者の氏名	島　徳之	半田　亘	七、	八、	一		
日本国粋党	河合　悠祐	会計責任者の氏名	村上　和子	島　徳之	七、	九、	一		
日本始幸民元年	守田　聖恵	代表者の氏名	守田　聖恵	守田　勝正	七、	一〇、	六		
日本政治教育推進会議政治結社皇國憂和会	張貝　芳雄	主たる事務所の所在地	千葉県白井市神々廻一八七四―一	東京都江戸川区南葛西四―二―九	七、	一〇、	二六		
日本製鉄労働組合連合会政治活動委員会	加藤　聡	代表者の氏名	加藤　聡	幸野　直通	七、	九、	二五		
日本製鉄和歌山労働組合政治活動委員会	久富　康平	会計責任者の氏名	太田由美子	宮津　昌弘	七、	九、	一		
日本税理士政治連盟	足達　信一	代表者の氏名	足達　信一	東　秀優	七、	九、	二五		

日本だいすき	田母神俊雄	政治団体の名称	日本だいすき	東京から日本をかえる会	七、	九、	二二		
日本大導会	松田　浩明	主たる事務所の所在地	大阪府堺市美原区平尾二三〇―一	大阪府柏原市平野一―八―三	七、	九、	三〇		
日本大和党	河合　悠祐	政治団体の名称	日本大和党	日本国粋党	七、	七、	三一		
練馬政経研究会	橋口　義明	会計責任者の氏名	橋口　義明	村上　公成	七、	一〇、	一		
浜野よしふみを支援する会	大森　勇	会計責任者の氏名	竹田可奈子	片山　修	七、	九、	一一		
東日本ときわ会	夏目　誠	代表者の氏名	夏目　誠	鈴木　俶也	七、	一〇、	二四		
ひだか剛政経研究会	樋高　剛	主たる事務所の所在地	神奈川県川崎市宮前区有馬一―一〇―二一	神奈川県川崎市高津区久地一―八―五	七、	八、	二六		
平成生まれが活躍する会	岡本さゆり	会計責任者の氏名	海老根和弘	川原　忠夫	七、	五、	二一		
ベーシックインカム改正党	松井　忠弘	主たる事務所の所在地	埼玉県川口市峯一二七二―一六	埼玉県川口市朝日二―一四―五	七、	九、	二四		
ホリエモン新党	立花　孝志	主たる事務所の所在地	東京都杉並区永福三―四一―一	大阪府大阪市北区梅田一―二―二	七、	九、	三		
		国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体	七、	八、	二二		
松島弘典後援会	佐々木勝浩	主たる事務所の所在地	東京都港区赤坂二―一〇―八	東京都大田区西馬込一―二二―七	七、	九、	一		
三浦靖後援会	楫野　弘和	主たる事務所の所在地	島根県大田市川合町川合一六九三	島根県松江市内中原町一四〇―二	七、	八、	五		
		国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体	七、	九、	一〇		
三井E&S労働組合連合会政治活動委員会	大河原　明	会計責任者の氏名	玉木　哲史	岡藤　太郎	七、	九、	一六		
三菱自工労組政治活動委員会	播元　公昭	代表者の氏名	播元　公昭	有本　正憲	七、	一〇、	一		
		会計責任者の氏名	澄川　武夫	古株　佑一					

宮崎雅夫後援会	太田　信介	主たる事務所の所在地	東京都港区新橋三―五―二	七、	九、 一
宮柱会	宮澤　博行	主たる事務所の所在地	静岡県磐田市見付五七三八―一三	七、	八、 二六
未来会議ＮＩＰＰＯＮ	末次　啓了	主たる事務所の所在地	東京都新宿区市谷砂土原町三―八―三	七、	九、 五
未来経営研究会	中田　宏	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	七、	七、 二九
無所属市民まちづくりの会	竹端　善則	政治団体の名称	無所属市民まちづくりの会		八、 八
茂木敏充政策研究会	茂木　敏充	会計責任者の氏名	近藤　真幸	七、	八、 一
山田ヨシヒコと海を考える会	山田　吉彦	主たる事務所の所在地	東京都千代田区永田町二―一―一	七、	九、 二
大和民族共闘会議	増田隆之介	主たる事務所の所在地	大阪府大阪市平野区長吉出戸八―六―一八	七、	九、 一
雄翔会	山下　雄平	会計責任者の氏名	竹下　辰也	七、	九、 一二
郵政未来研究会	中野　博之	代表者の氏名	中野　博之	七、	一〇、 一五
友和リサーチセンター	鳩山友紀夫	政治団体の名称	友和リサーチセンター	七、	九、 一
ゆたかな明日を築く会	佐藤　洋一	主たる事務所の所在地	東京都品川区南大井六―二七―一八	七、	三、 二五
吉川りな後援会	吉川　里奈	主たる事務所の所在地	東京都千代田区麹町六―六―一	七、	一〇、 五
柳栄会	柳本　卓治	主たる事務所の所在地	東京都千代田区平河町二―七―四	七、	九、 一一
若松かねしげ市民フォーラム	若松　謙維	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	七、	七、 二八
和田明美と未来を創る会	和田　明美	会計責任者の氏名	柳沼　明美	七、	一一、 二六
		主たる事務所の所在地	茨城県常総市水海道川又町五三	七、	一〇、 一
		代表者の氏名	佐藤　洋一	七、	一〇、 五
		会計責任者の氏名	鈴木　佳祐	七、	九、 一
		主たる事務所の所在地	東京都千代田区麹町六―六―一	七、	九、 二
		政治団体の名称	友和リサーチセンター	七、	九、 一
		会計責任者の氏名	小鷲　良平	七、	一一、 二六
		主たる事務所の所在地	東京都足立区加平一―九―九	七、	一〇、 一
		代表者の氏名	竹内　宏子	七、	一〇、 五
		会計責任者の氏名	恩田　祐将	七、	一一、 二六
		主たる事務所の所在地	福岡県福岡市博多区古門戸町二―一八	七、	一〇、 五
		政治団体の名称	共和リサーチセンター	七、	九、 一
		会計責任者の氏名	石井　久起	七、	九、 一二
		主たる事務所の所在地	東京都小金井市貫井南町五―二一―一〇	七、	九、 二
		代表者の氏名	山田　裕行	七、	一〇、 一五
		会計責任者の氏名	降矢　武夫	七、	八、 一
		主たる事務所の所在地	大阪府羽曳野市白鳥三―一―八	七、	九、 一
		政治団体の名称	市民が変える！オンリーワンまちづくりの会		八、 八
		会計責任者の氏名	近藤　真幸		七、 二九
		主たる事務所の所在地	東京都港区新橋五―三三―九	七、	九、 一
		政治団体の名称	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体		
		会計責任者の氏名	市広瀬中ノ丁二―九八		
		主たる事務所の所在地	静岡県磐田市見付八〇〇―一二〇	七、	八、 二六
		政治団体の名称	和歌山県和歌山市広瀬中ノ丁二―九八		
		会計責任者の氏名	東京都港区新橋五―三三―九	七、	九、 一
		主たる事務所の所在地	静岡県磐田市見付八〇〇―一二〇	七、	八、 二六
		政治団体の名称	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体		

備考　従来、総務大臣に届出がされていた、自由民主党大阪府参議院選挙区第三支部は大阪府選挙管理委員会に、後藤ひとし後援会は山梨県選挙管理委員会に、古井康介後援会は富山県選挙管理委員会に、三浦靖後援会は島根県選挙管理委員会に届出すべき政治団体となったものである。

○総務省告示第百九十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和八年五月十九日

総務大臣　林　芳正

(一)　政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党東京都参議院比例区第七十二支部	繁本　護	七、(令和)九、一八
日本維新の会参議院比例区第15支部	赤嶺　昇	七、一〇、一五
日本維新の会参議院比例区第27支部	村山　祥栄	七、一〇、二一
日本保守党名古屋支部	廣澤　一郎	七、八、八

(二)　その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
大里比企政治研究会	福田　稚鶴	七、(令和)九、七
環境公害問題協議会	坂矢　吉秋	七、九、二六
篠山会	泉　信也	七、八、二九
新世紀政策研究会	山口那津男	七、一〇、三
新総合政策研究会	笛木　彰	七、一〇、二二
政治結社義秀会	船津　義昌	七、一〇、二〇
政治結社大日本義神塾本部	藤村　義史	七、八、八
政治結社撥乱翼賛会	藤村　義史	七、八、八
誠導一靖聯合誠導一靖会	義川　裕全	七、八、八
戸田新時代の会	渡邉　塁	七、八、二一
日本絆の党	青田　修二	七、七、三一
日本始幸民元年	守田　聖恵	七、一〇、六
フレッシュ石井の会	石井　正弘	七、九、一七
憂国誠導連合会	藤村　義史	七、八、八
渡辺るい後援会	渡邉　塁	七、八、二一

○総務省告示第百九十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

令和八年五月十九日

総務大臣　林　芳正

資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
伊勢﨑賢治　参議院議員	東京都千代田区麹町二―五―二〇	(令和)七、八、一
HIKESHI　平和構築研究所	品川から日本の未来を護る会	
植木　洋貴　衆議院議員	東京都品川区二葉一―七―一二	七、一〇、一
	植木ひろたか後援会	

奥村　政佳	参議院議員	政を佳くする会	神奈川県逗子市新宿一―二―三	六、	八、	八
釜萢　敏	参議院議員	駒込会	東京都千代田区永田町二―一―一	七、	八、	一八
北野　裕子	衆議院議員	北野ゆうこを励ます会	滋賀県守山市守山四―六―六	七、	八、	二〇
北埜　陽	参議院議員	石平後援会	奈良県奈良市大宮町七―二―五	七、	六、	二四
櫛渕　万里	衆議院議員	くしぶち万里と歩む会	東京都江戸川区平井四―一四―八	七、	八、	一五
齊藤健一郎	参議院議員	社幸優連会	東京都あきる野市草花一三一五―七	七、	一一、	一八
佐藤　基裕	墨田区議会議員	ことのも党	東京都墨田区本所一―七―一一	七、	九、	二五
塩入　清香	参議院議員	清の会	東京都千代田区永田町二―一―一	七、	九、	一
司　隆史	参議院議員	つかさ会	大阪府大阪市東成区東中本一―一七―一七	七、	七、	二九
坪田　幸典	東京都議会議員	坪田幸典後援会	東京都墨田区太平一―七―一	七、	四、	七
中野　英幸	衆議院議員	英幸会	東京都千代田区永田町二―一―二	二〇（平成）四、		九
中村　勇太	衆議院議員	山王政治経済研究会	茨城県猿島郡境町一六六五―四	七、（令和）	一	五
西田　英範	参議院議員	新時代総合政策研究会	東京都千代田区永田町二―一―一	七、	九、	一
鳩山　太郎	衆議院議員	有済会	東京都文京区白山二―二五―二	七、	一〇、	二九
堀井　巌	参議院議員	堀井いわお政経懇話会	東京都千代田区永田町二―一―一	七、	九、	一〇
横山　信一	参議院議員	横山信一事務所	東京都千代田区永田町二―一―一	七、	九、	八

○総務省告示第二百号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和八年五月十九日

総務大臣　林　芳正

資金管理団体の届出をした者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
加藤　竜祥	千里同風の会	主たる事務所の所在地	長崎県諫早市東本町二―四	東京都千代田区永田町二―一―二	七、（令和）九、一
金井　亨太	金井きょうた後援会	主たる事務所の所在地	東京都新宿区早稲田鶴巻町五五七	東京都港区高輪四―一一―二三	七、一〇、一
河合　悠祐	日本国粋党	公職の種類	戸田市議会議員	草加市議会議員	六、六、二〇
		政治団体の名称	日本国粋党	埼玉県南部を保守国粋化する党	七、七、四
		政治団体の名称	日本大和党	日本国粋党	七、七、三一
北埜　陽	石平後援会	主たる事務所の所在地	奈良県奈良市大宮町四―二七〇―一〇	奈良県奈良市大宮町七―二―五	七、八、二九
中田　啓之	中田啓之後援会	政治団体の名称	中田啓之後援会	中田フィッシュ・サポーターズ	七、九、一
		主たる事務所の所在地	東京都渋谷区元代々木町三二―二	東京都港区六本木四―三―一一	
鳩山紀一郎	先進友愛会	主たる事務所の所在地	東京都台東区雷門二―四―一	東京都台東区上野三―二―二	七、一〇、一
樋高　剛	ひだか剛政経研究会	主たる事務所の所在地	神奈川県川崎市宮前区有馬一―一〇―二一	神奈川県川崎市高津区久地一―八―五	七、八、二六
宮澤　博行	宮柱会	主たる事務所の所在地	静岡県磐田市見付五七三八―一三	静岡県磐田市見付三八〇〇―一二〇	七、八、二六
山田　吉彦	山田ヨシヒコと海を考える会	主たる事務所の所在地	東京都千代田区永田町二―一―一	東京都小金井市貫井南町五―二一―一〇	七、九、二
吉川　里奈	吉川りな後援会	主たる事務所の所在地	東京都千代田区麹町六―六―一	福岡県福岡市博多区古門戸町二―一八	七、一〇、五

○総務省告示第二百一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項第一号の規定による資金管理団体の指定の取消及び同項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

総務大臣　林　芳正

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
(一)　法第十九条第三項第一号による届出		
衛藤征士郎	新21世紀政治経済研究所	七、（令和）二、二八
中田　宏	中田宏事務所	七、七、二九
(二)　法第十九条第三項第二号による届出		
石井　正弘	フレッシュ石井の会	七、（令和）九、一七
佐藤　信秋	佐藤信秋後援会	七、七、二九
繁本　護	繁本まもるを育てる会	七、七、二九
柘植　芳文	柘植芳文後援会	七、七、二八
山口那津男	新世紀政策研究会	七、七、二八
若松　謙維	若松かねしげ市民フォーラム	七、七、二八

資金管理団体でなくなった年月日

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止及び免責許可決定

免責許可決定

小規模個人再生による再生計画認可

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和八年四月三十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

北海道沙流郡日高町字富浜一二〇番地一

有限会社中川牧場

清算人　中川　貴清

解散公告

当社は、令和八年四月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

札幌市中央区北五条西二丁目五番地ＪＲタワーオフィスプラザさっぽろ二〇階㈱市民風力発電

合同会社京都市民風力

清算人　吉住　謙

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

北海道白老郡白老町字虎杖浜二番地一

有限会社三光商事

清算人　平館　多代

解散公告

当社は、令和八年四月十六日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

北海道帯広市南の森東四丁目二番地一

有限会社片山工業

清算人　片山　敏子

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

北海道上川郡清水町本通西三丁目五番地

株式会社ばんえい競馬診療所

代表清算人　秦　賢司

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

岩手県陸前高田市高田町字栃ヶ沢二六三番地四

特定非営利活動法人おでかけ支援グループそよ風

清算人　熊谷　賢一

解散公告

当社は、令和八年四月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

仙台市宮城野区鶴ケ谷東二丁目二番六号

グローバルクリーンシステム有限会社

清算人　早川　文惠

解散公告

当社は、令和八年四月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

仙台市若林区沖野六丁目二六番二六号

有限会社菅原歯科器材店

清算人　早坂　浩行

解散公告

当社は、令和七年十二月十九日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

福島県福島市山下町四番二二―三号

合同会社ＮＯＶＡＫＥ

清算人　竹石　優子

解散公告

当社は、令和八年四月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

茨城県古河市三和一七六番地一〇

株式会社ＨＩＨ

代表清算人　森　倫大

解散公告

当社は、令和八年四月三十日付け株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

茨城県神栖市賀二一〇八番地二三四

有限会社ジェイアンドアイ

清算人　野口　邦彦

解散公告

当社は、令和八年四月三十日付け株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

茨城県神栖市知手中央十丁目九番二七号

有限会社グリーンネット

清算人　石田　悦江

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

群馬県館林市成島町六四七番地二創楽アストレア一〇九号

有限会社ＩＮＡ

清算人　石倉　利昭

解散公告

当社は、令和七年二月十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

群馬県前橋市関根町一丁目三番地一五

高悦株式会社

代表清算人　山口　高裕

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

埼玉県上尾市大字原市三五三六番地一

ＮＰＯ法人ＡＬＥＧＲＩＡ

清算人　福井　円

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

さいたま市見沼区大字東門前字谷中七七番地一

株式会社えんむすび

代表清算人　田辺ナオミ

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

埼玉県さいたま市緑区東大門二丁目六番二一号

株式会社聡建築事務所

代表清算人　髙橋　敏行

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

千葉県浦安市猫実三丁目二六番三二号

ＭＳコーポレーション有限会社

清算人　宮嶋　靜子

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

千葉県市原市君塚一丁目二二番地一七

有限会社五井動物病院

清算人　田口　博

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

東京都大田区大森北三丁目三番二―二一〇号

有限会社オカマシンカンパニー

清算人　岡　仁

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

東京都大田区中央四丁目二五番一二号

株式会社キチベイ

代表清算人　藤江　克己

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号渋谷道玄坂東急ビル二Ｆ―Ｃ

Ｔｈｅ　Ｂｉｎｄｉｎｇ　Ｓｉｔｅ株式会社

代表清算人　米田　尚司

解散公告

当会社は、令和八年三月三十一日解散しましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

東京都港区東麻布一丁目一八番九号グランシティ麻布二〇二号室　合同会社Ｏｗｅｎ

清算人　ロザ・オーエン・ヘンリー

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

東京都杉並区今川一丁目一一番三号レオパレス井荻第二―一〇七

傑瀛合同会社

清算人　マ・ファンディ

解散公告

当社は、総社員の同意により令和八年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング　合同会社うぐいす

清算人　三品　貴仙

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

東京都板橋区西台二丁目五番二七号

笠原建装有限会社

清算人　笠原　輝次

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

東京都練馬区大泉学園町六―一六―二六

合同会社サポウィル

清算人　黒木　拓也

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

東京都江東区有明三丁目七番二六号有明フロンティアビルB棟九階

株式会社Ｒｅｓｔ　Ｉｎ　Ｐｅａｃｅ

代表清算人　菊田　由紀

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

東京都港区南青山一丁目一六番六―三〇一号

株式会社ＦＧＡ

代表清算人　ギャリー・バッサン

解散公告

当社は、令和八年四月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

東京都杉並区天沼一―一七―一七緑ハウス三号室

合同会社水稲花

清算人　森本　陽貴

解散公告

当社は、総社員の同意により令和八年四月二十三日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

東京都千代田区丸の内一丁目八番二号

ＰＥＰＪ１合同会社

清算人　相崎　琢也

解散公告

当社は、令和八年四月二十日の株主総会決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

東京都千代田区神田淡路町一丁目五番地三

ＫＴ淡路町ビル五階

ＮＥＧＲＡＴＩＮ　ＪＡＰＡＮ株式会社

代表清算人　ノゲラ・マルティネス・アンヘル

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

東京都港区六本木三丁目一六番一二号六本木ＫＳビル五階

株式会社Ｌｙｃｈｅｅ

代表清算人　前川　博司

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

東京都港区六本木三丁目一六番一二号六本木ＫＳビル五階

一般社団法人日本性教育技術学会

代表清算人　前川　博司

解散公告

当法人は、令和八年三月十三日開催の社員総会の決議により解散致しました。債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。お申し出がない時は清算から除斥します。

令和八年五月十九日

東京都新宿区新小川町五番二〇号

一般社団法人ドレスト光子研究起点

清算人　大津　元一

解散公告

当法人は社員総会の決議により解散しました。当法人に債権を有する方は、本公告掲載翌日から二箇月以内にお申出下さい。期間内に申出がない時は清算から除斥します。

令和八年五月十九日

東京都大田区山王二丁目三六番五号トミービル四〇三

特定非営利活動法人フィットネス・エンジニア

清算人　小原　聖也

解散公告

当社は、令和八年五月八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

東京都三鷹市井の頭四丁目一二番三号

スピーシーズ株式会社

代表清算人　春日　知昭

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

東京都豊島区巣鴨一丁目一七番三号子野ビル四〇四号室

ココアンジョウ株式会社

代表清算人　戚　亞麗

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

東京都足立区南花畑三丁目九番一九号

一般社団法人あだち子ども支援ネット

代表清算人　大山　光子

解散公告

当社は、解散致しましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号

Ｓｃａｌａ３合同会社

清算人　ワタナベ・マーク・ユウゾウ

解散公告

当社は、解散致しましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号

Ｓｃａｌａ８合同会社

清算人　ワタナベ・マーク・ユウゾウ

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

東京都足立区扇二丁目二〇番一二号

株式会社シックスペンス

代表清算人　眞田　侑紀

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

東京都港区赤坂四丁目二番一号

一般社団法人ヒルズリンク

代表清算人　岡田　直己

解散公告

当社は、令和八年四月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

東京都港区南青山六丁目二番九号

有限会社デザインフィールズ

清算人　萩原　正紀

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

東京都台東区三筋一―一二―六赤木屋ビル三階

株式会社Ｒａｖｙ

代表清算人　金子　和秀

解散公告

当社は、令和七年十二月十一日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

東京都渋谷区本町二丁目三九番一九号

トーメイ株式会社

代表清算人　後藤樹三郎

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

東京都文京区関口一丁目一二番一号

株式会社ＨＳパートナーズ

代表清算人　橋本　隆夫

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

東京都港区北青山二丁目五番一号

ＢＳインベストメント株式会社

代表清算人　河井　武史

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

神奈川県三浦郡葉山町下山口三七五番地の九

株式会社ｍｏｂｂ

代表清算人　安齋　怜央

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

神奈川県平塚市日向岡二丁目一四番二〇号

株式会社ＩＴ経営コンサルティング

代表清算人　鎌田　光雄

解散公告

当法人は、令和八年二月二十二日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

横浜市都筑区北山田六丁目四四番四号一〇一

特定非営利活動法人神奈川県水中スポーツ連盟

清算人　堀内　直

解散公告

当社は、総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

神奈川県逗子市逗子七丁目二番二一号二一

合同会社ｅａｒｔｈ　ｅｓｔａｔｅ

清算人　杉﨑　康隆

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

神奈川県茅ヶ崎市新栄町六番一四―一〇〇一号

セーブザワン株式会社

代表清算人　黒坂　勇史

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

神奈川県小田原市城山一丁目六番三三号ハマダヤビル一階

有限会社オー・エフ・シーカンパニー

清算人　井上　貴子

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

神奈川県足柄下郡真鶴町真鶴一〇二七番地

有限会社いずみ

清算人　青木　保之

解散公告

当社は、令和八年四月三十日付の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

横浜市西区北幸一丁目一一番五号

Ｉｎｔｅｇｒａｔｅｄ　Ｓｏｆｔｗａｒｅ　Ｓｏｌｕｔｉｏｎｓ株式会社

代表清算人　サーデ・エドワー・ジョセフ

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

新潟市中央区鐙三丁目一一番五号

有限会社ファーストピアー

清算人　三原　祥司

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

富山市二口町一丁目一番三

有限会社エイトツーアドクリエイティブ

清算人　東　稔

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

富山県富山市高屋敷六五九番地九

株式会社トウシン不動産

代表清算人　藤井　勉

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

富山県富山市秋吉一六三番地二二

株式会社ユニティ三井　代表清算人松井智太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

福井県福井市開発二丁目三〇七番地

株式会社ＴＡＮＡＫＡ

代表清算人　田中　守

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

山梨県甲府市国母一丁目一一番一〇号

有限会社プランニング・クローバー

清算人　秋山　祥司

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散しましたので、当社に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

長野県岡谷市中央町二丁目一番一八号

株式会社ダイナミック

代表清算人　山岡　正光

解散公告

当社は、令和八年四月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

長野市中島町今里字三ツ俣三二番三

河上薬品株式会社

代表清算人　河上　宗勝

解散公告

当法人は、令和八年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

岐阜市大池町四二番地三

特定非営利活動法人音楽座ぎふ

清算人　武田　康郎

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

静岡県静岡市清水区三保八五二番地の一九

ＫＳ１株式会社

代表清算人　佐原　賢一

解散公告

当法人は、令和八年四月二十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

静岡県沼津市米山町六番五号

特定非営利活動法人Ｗｏｍａｎ'ｓ ｓｈｅ－ｔ

清算人　曽根原容子

解散公告

当社は、令和八年三月十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

愛知県名古屋市中区丸の内二丁目四―一八

ａｔｔｒａｃｔｉｏｎⅡ号

Ｉｎｖｉｎｃｉｂｌｅ Ｓｐｅｃｕｌａｔｏｒｓ株式会社

代表清算人　赤木　仁

解散公告

当社は、令和八年二月二十五日開催の総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

愛知県豊川市高見町四―一七―二

ストーンブラック合同会社

清算人　石黒　謙吾

解散公告

当社は、令和七年十二月九日社員が欠けたことにより解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

名古屋市中川区中野新町二丁目五九番地

合資会社古久根牛乳店

代表清算人　弁護士　東山　絵莉

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

三重県桑名市陽だまりの丘四―八〇六

ＤＥＣＯ合同会社

代表清算人　櫻井　芽衣

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

名古屋市中区大須二丁目二九番四一号

有限会社城山電気工事

清算人　鬼頭　孝典

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

京都府宮津市字魚屋九四一番地

有限会社梅徹商店

清算人　梅本　淳一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

大阪市西区新町一丁目三一番六号

Ｇｅｒｍｅｒ―Ａ株式会社

代表清算人　湯元　芳晴

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

大阪市西成区山王三丁目六番一七―五〇一号

株式会社洋江

代表清算人　ＣＨＥＮ　ＬＥＩ

連絡先　大阪市阿倍野区阪南町七丁目一番二二号四〇五号

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

大阪府枚方市津田東町三丁目一五番一一号

情報技術有限会社

清算人　福島　桂二

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

大阪府吹田市原町二丁目五二番一―一〇一号

株式会社鴨建興業

代表清算人　岡田倫太郎

解散公告

当社は、解散致しましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

大阪府大東市栄和町二番一五号プチロワイアル河合一〇一号

株式会社光翔

代表清算人　木村　嘉光

解散公告

当社は株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

大阪市住吉区長居二丁目一〇番三―二〇五号

ユニソフト株式会社

代表清算人　呉　志良

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

大阪市西成区天下茶屋二―二一―一三―一Ｆ

平勝株式会社

代表清算人　富沢　盛弘

解散公告

当社は、令和八年四月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

大阪府堺市北区南花田町四一七番三―二二一号

星禾株式会社

代表清算人　承　　青

解散公告

当社は、令和八年四月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

大阪府大阪市浪速区大国一丁目九番一三号マンション鷹四〇三Ａ号室

東昇商事株式会社

代表清算人　単　暁燕

解散公告

当社は、令和八年五月十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

大阪市中央区久太郎町三丁目四番一二号

ＴＥＮＴＯＴＥＮ株式会社

代表清算人　北野　勝也

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

大阪市平野区長吉長原一丁目六番四六号

株式会社ゴトー

代表清算人　後藤　　健

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇二条第三号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

大阪府泉佐野市上町一丁目四番二二号（一〇二）

一般財団法人このむ福祉基金

代表清算人　番匠谷光晴

解散公告

当社は、令和八年四月一日会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の書面による同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

大阪府門真市大字門真一〇〇六番地

ＨＶＡＣ＆ＣＣ商号保全株式会社

代表清算人　福井　　浩

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

兵庫県丹波篠山市東吹一二〇一番地

株式会社狩場タイヤ商会

代表清算人　狩場　健実

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

神戸市中央区南本町通二丁目二番四号

賛帝商事株式会社

代表清算人　麦　　志明

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

兵庫県たつの市龍野町富永七二八番地の一

有限会社至誠堂

清算人　林　　文夫

解散公告

当法人は、令和八年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

神戸市長田区房王寺町一丁目五番一五号

特定非営利活動法人輝むろうち

清算人　児島　壽賀

解散公告

当社は、令和八年四月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

奈良県生駒郡斑鳩町興留二丁目三番一五号

西谷マルヰ株式会社

代表清算人　西谷　敦彦

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

島根県松江市玉湯町玉造三二三番地

株式会社ＣＨＯＲＡＫＵ　Ｒ＆Ｋ

代表清算人　長谷川浩司

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

岡山県倉敷市藤戸町天城三二九番地五

有限会社ビジネスホテル・アポイント

清算人　川ノ上久直

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

岡山市中区桑野七一三番地一〇

一般社団法人民事家族信託アドバイザー協会

代表清算人　宮﨑　栄一

解散公告

当社は、令和八年四月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

岡山県岡山市東区中川町四〇五―一ヴィンテージ・プレイス二〇一号

合同会社ピーチウェブ

清算人　入船　達也

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

広島県三次市畠敷町三〇五番地一

有限会社日建塗装サービス

清算人　小畠　数美

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

山口市平井一四四二番地の一

有限会社キラリコンタクト

清算人　武田　千文

解散公告

当会社は、令和七年一月二十五日に株主総会決議により解散したので、当会社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

福岡県久留米市善道寺町飯田五三〇番地の七

有限会社生友建設

清算人　桝田　友晴

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

福岡市博多区美野島二丁目三番一九号

２１リテイリング株式会社

代表清算人　新延　勲

解散公告

当社は解散しました。当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

福岡県糸島市志摩稲留二三〇―二三

株式会社インク

代表清算人　稲木　研二

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

長崎県諫早市小川町七九一番地三

有限会社ケイ・アンド・エス

清算人　西村　義文

解散公告

当法人は、令和八年三月三十日開催の臨時社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

熊本市中央区水前寺二丁目二〇番二〇号

一般社団法人熊本市物産振興協会

代表清算人　塚田　一成

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

鹿児島県姶良市加治木町木田八七〇番地

特定非営利活動法人アイデアラボ

清算人　木場雄一郎

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

鹿児島県肝属郡東串良町川東三三四五番地

有限会社アドバンス

清算人　南　佳江

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年二月二十六日東京都知事の認可により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

東京都立川市高松町三丁目二一番九号

医療法人財団良友会

清算人　黒田　亮平

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年五月八日山口地方裁判所宇部支部の解散命令の確定により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

山口県宇部市大字棚井一〇〇五番地一

宗教法人照教寺

清算人　弁護士　前田　琢治

連絡先　山口県宇部市松山町一丁目四―一　前田法律事務所

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年四月七日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

高知市高須三丁目一番二八号

医療法人康仁会

清算人　濵田　康生

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年九月二十七日開催の社員総会の決議並びに石川県知事の認可により、令和八年四月十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

石川県野々市市本町三丁目七番一二号

医療法人社団大倉外科医院

清算人　大倉　典子

解散公告（第二回）

当組合は、令和八年三月三十一日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

山口県柳井市伊保庄一二八〇番地

農事組合法人讃気

清算人　檜垣　巖

清算人　松永　茂夫

清算人　宗里　勝

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年四月九日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

高知県香南市野市町西野二一九二番地二

医療法人レザレクト

清算人　藤川　義久

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年二月十二日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十九日

新潟県新潟市南区上曲通四〇一番地一

宗教法人西来寺

清算人　西方　秀成

第 66 期 決 算 公 告

2026年５月19日　　新潟市西蒲区高野宮3283―１

株式会社ツバメックス

代表取締役　出口　次男

貸借対照表の要旨　（2025年12月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	**2,035**	**流動負債**	**1,275**
固定資産	**1,097**	（うち引当金）	(15)
		固定負債	**10**
		株主資本	**1,855**
		資本金	40
		利益剰余金	2,877
		利益準備金	10
		その他利益剰余金	2,867
		（うち当期純利益）	(18)
		自己株式	△ 1,062
		評価・換算差額等	△ **8**
		その他有価証券評価差額金	△ 8
資産合計	**3,132**	**負債・純資産合計**	**3,132**

第 35 期 決 算 公 告

令和８年４月27日　　さいたま市浦和区高砂二丁目８番16号

浦和レッドダイヤモンズ株式会社

代表取締役　田口　誠

貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,238	流動負債	1,843
固定資産	2,598	引当金	37
		固定負債	172
		退職給付引当金	164
		負債合計	**2,015**
		株主資本	1,821
		資本金	273
		資本剰余金	113
		資本準備金	113
		利益剰余金	1,435
		その他利益剰余金	1,435
		（うち当期純損失）	(100)
		純資産合計	**1,821**
資産合計	**3,836**	**負債・純資産合計**	**3,836**

第30期決算公告　令和８年５月19日
新潟県新発田市新栄町３丁目１番13号
リンクチャネル株式会社
代表取締役　入倉　孝行
貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	155,911
	固定資産	19,773
	資産合計	175,684
負債及び純資産の部	流動負債	72,712
	負債合計	72,712
	株主資本	102,972
	資本金	10,000
	利益剰余金	92,972
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	90,472
	（うち当期純利益）	(6,393)
	純資産合計	102,972
	負債・純資産合計	175,684

第6期決算公告　令和８年３月30日
東京都目黒区東山１－４－４
株式会社ＷＩＮＷＩＮ　ＹＪＶ
代表取締役　イ・チョルスン
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,977,688
	固定資産	3,461,868
	資産合計	5,439,556
負債及び純資産の部	流動負債	669,491
	固定負債	4,669,689
	株主資本	100,375
	資本金	100,000
	資本剰余金	900,000
	資本準備金	495,000
	その他資本剰余金	405,000
	利益剰余金	△899,624
	その他利益剰余金	△899,624
	（うち当期純損失）	(112,982)
	負債・純資産合計	5,439,556

第4期決算公告　令和８年５月19日
東京都港区虎ノ門三丁目４番８号
アルティメイトリソーシズグループ株式会社
代表取締役　今井　良祐
貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	116,348,185
	固定資産	1,011,068
	資産合計	117,359,253
負債及び純資産の部	流動負債	122,744,660
	負債合計	122,744,660
	株主資本	△5,385,407
	資本金	9,000,000
	利益剰余金	△14,385,407
	その他利益剰余金	△14,385,407
	（うち当期純損失）	(3,944,463)
	純資産合計	△5,385,407
	負債・純資産合計	117,359,253

第57期決算公告
2026年５月19日
三重県松阪市大口町141番地
デリカ食品株式会社
代表取締役　岡田　邦和
貸借対照表の要旨（2026年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,736,052
	固定資産	369,002
	合計	2,105,053
負債及び純資産の部	流動負債	557,048
	固定負債	42,268
	株主資本	1,505,738
	資本金	20,000
	利益剰余金	1,485,738
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	1,480,738
	（うち当期純利益）	(205,653)
	合計	2,105,053

第22期決算公告　2026年５月12日
愛知県岡崎市鴨田町字辻11番５
デラパートＢ
名古屋第一物流株式会社
代表取締役　石川　俊一
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	528,420
	固定資産	9,074
	合計	537,494
負債及び純資産の部	流動負債	196,190
	固定負債	3,202
	株主資本	338,102
	資本金	50,000
	利益剰余金	288,102
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	275,602
	（うち当期純利益）	(52,436)
	合計	537,494

第46期決算公告　令和８年５月19日
静岡県裾野市御宿1500番地
矢崎総業㈱Ｙ－ＣＩＴＹ　厚生センター内
株式会社ジョットツーリスト
代表取締役社長　杖本　清香
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	515,432
	固定資産	39,319
	資産合計	554,751
負債及び純資産の部	流動負債	217,119
	固定負債	47,101
	株主資本	290,531
	資本金	99,500
	利益剰余金	191,031
	利益準備金	9,771
	その他利益剰余金	181,260
	（うち当期純利益）	(68,318)
	負債・純資産合計	554,751

第39期決算公告
令和８年５月19日
岡山県高梁市落合町阿部1700番地
備中開発株式会社
代表取締役　國長　謙司
貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	17,487
	固定資産	235,782
	合計	253,269
負債及び純資産の部	流動負債	423,227
	引当金	3,800
	退職給付引当金	3,800
	株主資本	△173,758
	資本金	10,000
	利益剰余金	△183,758
	その他利益剰余金	△183,758
	（うち当期純損失）	(46,279)
	合計	253,269

第7期決算公告　令和８年５月19日
岡山県倉敷市中庄2239番地10
株式会社でりか菜
取締役社長　原　正巳
貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,396,555
	固定資産	458,342
	合計	1,854,898
負債及び純資産の部	流動負債	539,515
	（うち賞与引当金）	(6,787)
	固定負債	2,884
	株主資本	1,312,498
	資本金	10,000
	資本剰余金	734,568
	資本準備金	734,568
	利益剰余金	567,929
	その他利益剰余金	567,929
	（うち当期純利益）	(102,226)
	合計	1,854,898

第70期決算公告
令和８年５月19日
大阪市西区新町二丁目４番２号
堺化成工業株式会社
代表取締役　髙木　秀治
貸借対照表の要旨
（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	171,705
	固定資産	502,325
	合計	674,031
負債及び純資産の部	流動負債	18,431
	株主資本	655,599
	資本金	18,000
	利益剰余金	637,599
	利益準備金	4,500
	その他利益剰余金	633,099
	（うち当期純損失）	(20,752)
	合計	674,031

第2期決算公告　令和８年３月31日
東京都渋谷区道玄坂一丁目10番８号
渋谷道玄坂東急ビル２Ｆ－Ｃ
Techary Operations Japan株式会社
代表取締役　トーマス・ウィリアム・スティーブンス
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	15,038,107
	固定資産	41,315,647
	資産合計	56,353,754
負債及び純資産の部	流動負債	53,603,870
	株主資本	2,749,884
	資本金	150,000
	利益剰余金	2,599,884
	その他利益剰余金	2,599,884
	（うち当期純利益）	(990,603)
	負債・純資産合計	56,353,754

第4期決算公告
令和８年５月19日
東京都八王子市泉町1473番地の２
株式会社むつみ
代表取締役　原嶋　勝
貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	755,275
	固定資産	1,194,664
	合計	1,949,940
負債及び純資産の部	流動負債	626,829
	固定負債	1,237,139
	退職給付引当金	42,071
	株主資本	85,971
	資本金	1,000
	利益剰余金	84,971
	その他利益剰余金	84,971
	（うち当期純利益）	(121,053)
	合計	1,949,940

第22期決算公告
令和８年５月19日
徳島県板野郡板野町犬伏字瓢谷２番地22
徳島ヴォルティス株式会社
代表取締役社長　岸田　一宏
貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,134,924
	固定資産	531,388
	合計	1,666,312
負債及び純資産の部	流動負債	390,417
	固定負債	71,243
	株主資本	1,204,651
	資本金	409,000
	利益剰余金	795,651
	その他利益剰余金	795,651
	（うち当期純損失）	(257,168)
	合計	1,666,312

第58期決算公告　令和８年５月19日
東京都中央区日本橋茅場町３―12―９
朝日石油化学株式会社
代表取締役　芥　　明弘
貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,385,971
	固定資産	271,328
	合計	1,657,299
負債及び純資産の部	流動負債	1,147,367
	固定負債	70,775
	株主資本	439,157
	資本金	18,400
	資本剰余金	4,400
	資本準備金	4,400
	利益剰余金	416,357
	利益準備金	4,600
	その他利益剰余金	411,757
	（うち当期純利益）	(86,132)
	合計	1,657,299

第19期決算公告　令和８年５月19日
東京都千代田区麹町２―５―１
半蔵門PREX　South　２F
Welocalize Japan株式会社
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	545,415
	固定資産	27,709
	資産合計	573,124
負債及び純資産の部	流動負債	183,232
	固定負債	3,185
	株主資本	386,706
	資本金	47,882
	資本剰余金	27,882
	資本準備金	27,882
	利益剰余金	310,941
	その他利益剰余金	310,941
	（うち当期純利益）	(13,249)
	負債・純資産合計	573,124

第47期決算公告
令和８年５月19日
東京都中央区銀座一丁目12番４号
N＆E・BLD.　6F
斎原ビル株式会社
代表取締役　福井　秀樹
貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	76,326
	固定資産	474,543
	資産合計	550,869
負債及び純資産の部	流動負債	8,866
	固定負債	384,330
	株主資本	157,672
	資本金	10,000
	利益剰余金	147,672
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	142,672
	（うち当期純利益）	(12,325)
	負債・純資産合計	550,869

第７期決算公告
令和８年４月10日
東京都北区滝野川一丁目66番７号
株式会社マック
代表取締役　川島　　賢
貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	29,130
	固定資産	570,200
	資産合計	599,330
負債及び純資産の部	流動負債	431
	株主資本	598,899
	資本金	1,000
	利益剰余金	597,899
	その他利益剰余金	597,899
	（うち当期純利益）	(407,213)
	負債・純資産合計	599,330

第20期決算公告　令和８年５月19日
東京都渋谷区渋谷二丁目12番４号
ネクストサイト渋谷ビル11F
株式会社ＫＡＴＩＸ
代表取締役　嘉数　雄一
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	901,762
	固定資産	103,437
	資産合計	1,005,200
負債及び純資産の部	流動負債	513,035
	固定負債	54,290
	株主資本	437,874
	資本金	10,000
	利益剰余金	427,874
	利益準備金	2,000
	その他利益剰余金	425,874
	（うち当期純利益）	(34,088)
	負債・純資産合計	1,005,200

第１期決算公告
令和８年３月27日
東京都千代田区丸の内１―５―１
ＭＨＣセミテクノロジーズ株式会社
代表取締役　芹田　光洋
貸借対照表の要旨
（令和８年１月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	11,189
	固定資産	604
	資産合計	11,793
負債及び純資産の部	流動負債	16,166
	株主資本	△4,372
	資本金	30,000
	利益剰余金	△34,372
	その他利益剰余金	△34,372
	（うち当期純損失）	(34,372)
	負債・純資産合計	11,793

第21期決算公告　令和８年５月19日
東京都千代田区九段南二丁目３番14号
株式会社三愛
代表取締役　石原　豊史
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	329,348
	固定資産	58,546
	資産合計	387,895
負債及び純資産の部	流動負債	84,404
	固定負債	23,140
	退職給付引当金	23,140
	株主資本	280,350
	資本金	90,000
	利益剰余金	190,350
	その他利益剰余金	190,350
	（繰越利益剰余金）	(190,350)
	（うち当期純利益）	(7,834)
	負債・純資産合計	387,895

第６期決算公告　令和８年５月19日
東京都千代田区九段南二丁目３番14号
株式会社ＡＶＳ
代表取締役　石原　豊史
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	36,291
	固定資産	0
	資産合計	36,291
負債及び純資産の部	流動負債	36,623
	株主資本	△331
	資本金	5,000
	利益剰余金	△5,331
	（うち当期純損失）	(5,479)
	負債・純資産合計	36,291

第８期決算公告　令和８年３月30日
東京都渋谷区千駄ヶ谷二丁目29番５号
Wahoo Fitness Japan株式会社
代表取締役　ステイシー・クレール・パーリス
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	52,707,393
	固定資産	879,056
	資産合計	53,586,449
負債及び純資産の部	流動負債	11,656,300
	株主資本	41,930,149
	資本金	100
	利益剰余金	41,930,049
	その他利益剰余金	41,930,049
	（うち当期純利益）	(4,439,234)
	負債・純資産合計	53,586,449

第19期決算公告　令和８年３月31日
東京都千代田区永田町二丁目10番３号
エーオンホールディングスジャパン株式会社
代表取締役　アンドレア・ピサーノ
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	705
	固定資産	2,889
	資産合計	3,594
負債及び純資産の部	流動負債	1,775
	固定負債	147
	株主資本	1,672
	資本金	10
	資本剰余金	1,390
	資本準備金	1,390
	利益剰余金	272
	その他利益剰余金	272
	（うち当期純利益）	(3,861)
	負債・純資産合計	3,594

第１期決算公告　令和８年５月19日
東京都港区海岸一丁目２番20号
汐留ビルディング３階
Moove Japan Holdco株式会社
代表取締役　アレン浩樹
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	1,300,506,617
	固定資産	3,685,562,566
	資産合計	4,986,069,183
負債及び純資産の部	流動負債	4,329,997,913
	固定負債	1,105,668,770
	株主資本	△449,597,500
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	△450,597,500
	その他利益剰余金	△450,597,500
	（うち当期純損失）	(450,597,500)
	負債・純資産合計	4,986,069,183

第20期決算公告　令和８年５月19日
東京都港区虎ノ門三丁目22番10―201号
エル・マップ・ワン特定目的会社
取締役　松澤　和浩
貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	特定資産	3,306,832
	その他の資産	37,547
	資産合計	3,344,379
負債及び純資産の部	流動負債	9,043
	固定負債	3,332,811
	負債合計	3,341,855
	社員資本	2,524
	特定資本金	100
	剰余金	2,424
	その他利益剰余金	2,424
	（うち当期純利益）	(577)
	純資産合計	2,524
	負債・純資産合計	3,344,379

第24期決算公告　令和８年３月27日

東京都千代田区永田町二丁目10番３号
エーオングループジャパン株式会社
代表取締役　鷲尾　直樹

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	1,319
	固定資産	1,131
	資産合計	2,450
負債及び純資産の部	流動負債	978
	固定負債	291
	株主資本	1,181
	資本金	10
	利益剰余金	1,171
	利益準備金	3
	その他利益剰余金	1,168
	（うち当期純利益）	(1,151)
	負債・純資産合計	2,450

第75期決算公告　令和８年３月31日

東京都千代田区永田町二丁目10番３号
エーオンジャパン株式会社
代表取締役　土井　清和

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	15,084
	固定資産	1,390
	資産合計	16,474
負債及び純資産の部	流動負債	13,317
	固定負債	451
	株主資本	2,706
	資本金	140
	資本剰余金	792
	資本準備金	792
	利益剰余金	1,774
	利益準備金	5
	その他利益剰余金	1,769
	（うち当期純利益）	(1,749)
	負債・純資産合計	16,474

第18期決算公告　令和８年３月31日

東京都千代田区永田町二丁目10番３号
エーオンソリューションズジャパン株式会社
代表取締役　山下　知之

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	1,182
	固定資産	68
	資産合計	1,250
負債及び純資産の部	流動負債	771
	固定負債	70
	株主資本	409
	資本金	98
	利益剰余金	311
	その他利益剰余金	311
	（うち当期純利益）	(267)
	負債・純資産合計	1,250

第１期決算公告　令和８年５月19日

東京都千代田区丸の内二丁目１番１号
明治安田生命ビル11階
KJ003HD株式会社
代表取締役　バーク・マレック

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	5,884,624
	固定資産	51,056,820
	合計	56,941,444
負債及び純資産の部	流動負債	1,143
	株主資本	56,940,301
	資本金	10
	資本剰余金	56,937,630
	その他資本剰余金	56,937,630
	利益剰余金	2,661
	その他利益剰余金	2,661
	（うち当期純利益）	(2,661)
	合計	56,941,444

第５期決算公告　令和８年５月19日

東京都港区虎ノ門三丁目８番27号
巴町アネックス２号館３階
Ｐｏｌｉｍｉｌｌ株式会社
代表取締役　伊藤あやめ

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	86,233
	固定資産	293,088
	繰延資産	684
	資産合計	380,007
負債及び純資産の部	流動負債	194,409
	株主資本	185,597
	資本金	433,346
	資本剰余金	433,096
	資本準備金	433,096
	利益剰余金	△680,845
	その他利益剰余金	△680,845
	（うち当期純損失）	(331,257)
	負債・純資産合計	380,007

第９期決算公告　令和８年５月19日

東京都港区三田二丁目10番４号
株式会社ECBOスクエア
代表取締役　森　高幸

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	98,135
	固定資産	70,444
	資産合計	168,579
負債及び純資産の部	流動負債	70,638
	固定負債	440,000
	株主資本	△342,059
	資本金	15,000
	資本剰余金	5,000
	資本準備金	5,000
	利益剰余金	△362,059
	その他利益剰余金	△362,059
	（うち当期純利益）	(113,135)
	負債・純資産合計	168,579

第30期決算公告

2026年５月18日
静岡県富士市中央町二丁目12番12号
株式会社ジェイ・イー・サービス
代表取締役社長　小野田智則

貸借対照表の要旨（2026年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	707,297
	固定資産	510,552
	合計	1,217,849
負債及び純資産の部	流動負債	441,052
	固定負債	437,228
	株主資本	339,568
	資本金	30,000
	利益剰余金	309,568
	利益準備金	3,240
	その他利益剰余金	306,328
	（うち当期純利益）	(33,759)
	合計	1,217,849

第16期決算公告

令和８年５月19日
横浜市中区南本牧１番地
ＡＰＭターミナルズ２階
コセンティーノ・ジャパン株式会社
代表取締役　世古　守

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	677,901
	固定資産	141,196
	資産合計	819,097
負債及び純資産の部	流動負債	609,784
	固定負債	163,871
	株主資本	45,440
	資本金	35,510
	資本準備金	12,490
	繰越損失	△2,560
	（うち当期純利益）	(2,546)
	負債・純資産合計	819,097

第43期決算公告　2026年５月19日

東京都品川区上大崎二丁目７番15号
一般社団法人全国優良石材店の会
代表理事　吉田　岳

貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	34,362
	固定資産	2,467
	合計	36,830
負債及び純資産の部	流動負債	4,084
	株主資本	32,745
	基金	8,340
	資本剰余金	700
	損失填補準備金	700
	利益剰余金	23,705
	保証求償積立金	3,361
	その他利益剰余金	20,344
	（うち当期純損失）	(1,753)
	合計	36,830

第63期決算公告

令和８年５月19日　大阪府茨木市宮島２丁目１番20号
中山運送株式会社
代表取締役　河辺　玄

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	782,756	流動負債	801,534
固定資産	857,312	（内賞与引当金）	(21,960)
		（内役員賞与引当金）	(2,250)
		固定負債	756,523
		（内退職給付引当金）	(23,812)
		（内株式給付引当金）	(1,537)
		株主資本	82,011
		資本金	20,000
		資本剰余金	20,000
		その他資本剰余金	20,000
		利益剰余金	42,011
		その他利益剰余金	42,011
		（内当期純利益）	(106,211)
資産合計	1,640,069	負債・純資産合計	1,640,069

第48期決算公告

令和８年５月19日　大阪府大阪市北区大淀中１丁目14番８号
阪神輸送機株式会社
代表取締役　大谷　隆

貸借対照表の要旨　（令和８年１月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,423,447	流動負債	861,538
固定資産	2,008,948	（内賞与引当金）	(132,024)
		固定負債	208,785
		（内退職給付引当金）	(181,272)
		（内役員退職慰労引当金）	(27,252)
		株主資本	3,362,071
		資本金	100,000
		利益剰余金	3,272,071
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	3,247,071
		（内当期純利益）	(24,416)
		自己株式	△ 10,000
資産合計	4,432,395	負債・純資産合計	4,432,395

第 54 期 決 算 公 告

令和８年５月19日　岡山市北区岡町13番16号
株式会社でりかエッセン
取締役社長　川上　裕介

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	604,903	流動負債	215,095
固定資産	222,873	（うち賞与引当金）	(5,807)
		固定負債	19,192
		（うち退職給付引当金）	(19,192)
		株主資本	593,489
		資本金	10,000
		資本剰余金	180,000
		資本準備金	180,000
		利益剰余金	403,489
		その他利益剰余金	403,489
		（うち当期純利益）	(57,038)
資産合計	827,777	負債・純資産合計	827,777

第 14 期 決 算 公 告

令和８年５月19日　岡山市中区桑野131番地６
株式会社三好野本店
取締役社長　赤木　信浩

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	254,379	流動負債	164,327
固定資産	842,223	（うち賞与引当金）	(5,200)
		固定負債	627,814
		（うち退職給付引当金）	(78,814)
		株主資本	304,460
		資本金	100,000
		資本剰余金	250,000
		資本準備金	250,000
		利益剰余金	△45,539
		その他利益剰余金	△45,539
		（うち当期純利益）	(58,938)
資産合計	1,096,603	負債・純資産合計	1,096,603

第 66 期 決 算 公 告

令和８年５月19日　東京都中野区本町１丁目32番２号
ハーモニータワー14階
アコ・ブランズ・ジャパン株式会社
代表取締役　新田　敏明

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,386,674	流動負債	551,139
固定資産	85,095	固定負債	11,732
有形固定資産	22,121	負債合計	562,872
無形固定資産	1,640	株主資本	908,897
繰延資産	474	資本金	10,000
投資その他の資産	60,861	利益剰余金	898,897
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	896,397
		（うち当期純利益）	(151,363)
		純資産合計	908,897
合計	1,471,768	合計	1,471,768

第 28 期 決 算 公 告

令和８年５月19日
広島市西区商工センター二丁目15番１号
株式会社アロックス
代表取締役社長　矢口　靖司

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	538,254	流動負債	115,891
固定資産	58,642	賞与引当金	5,480
有形固定資産	34,334	役員賞与引当金	1,581
投資その他の資産	24,308	固定負債	78,928
		役員株式給付引当金	6,971
		株主資本	402,077
		資本金	35,750
		利益剰余金	366,327
		利益準備金	8,148
		その他利益剰余金	358,179
		（うち当期純利益）	(55,885)
資産合計	596,896	負債・純資産合計	596,896

第 7 期 決 算 公 告

令和８年５月19日　東京都渋谷区神宮前一丁目10番９号
オンデンフラット302号室
株式会社プレカル
代表取締役　小林　大悟

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	274,025	流動負債	329,878
固定資産	4,718	固定負債	5,018
有形固定資産	1,632	株主資本	△55,890
無形固定資産	275	資本金	100,000
投資その他の資産	2,810	資本剰余金	471,855
繰延資産	262	資本準備金	285,927
		その他資本剰余金	185,927
		利益剰余金	△627,746
		その他利益剰余金	△627,746
		（うち当期純損失）	(196,131)
資産合計	279,005	負債・純資産合計	279,005

第 18 期 決 算 公 告

令和８年３月31日
東京都渋谷区渋谷１丁目17―14ＰＭＯ渋谷ビル12Ｆ
クランチロール株式会社
代表取締役　ラウール・プリニ

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,422	流動負債	4,041
固定資産	65	有給休暇引当金	44
繰延資産	8,504	固定負債	6,756
		負債合計	10,842
		株主資本	1,149
		資本金	10
		資本剰余金	499
		その他資本剰余金	499
		利益剰余金	640
		その他利益剰余金	640
		（うち当期純利益）	(453)
		純資産合計	1,149
資産合計	11,991	負債・純資産合計	11,991

第 43 期 決 算 公 告

2026年５月18日　静岡県富士市中央町二丁目12番12号
株式会社システック
代表取締役社長　望月　直樹

貸借対照表の要旨（2026年２月28日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	358,304	流動負債	37,898
固定資産	34,570	固定負債	1,936
		株主資本	347,892
		資本金	60,000
		利益剰余金	287,892
		利益準備金	8,784
		その他利益剰余金	279,108
		（うち当期純損失）	(△2,149)
		評価・換算差額等	5,148
		その他有価証券評価差額金	5,148
資産合計	392,875	負債・純資産合計	392,875

第 50 期 決 算 公 告

2026年５月18日　静岡県富士市今泉453番地の１
株式会社ジャンボ
代表取締役社長　大村　　忠

貸借対照表の要旨（2026年２月28日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	377,751	流動負債	234,286
固定資産	349,006	固定負債	3,649
		株主資本	477,537
		資本金	60,000
		資本剰余金	39,200
		資本準備金	39,200
		利益剰余金	378,337
		利益準備金	2,740
		その他利益剰余金	375,597
		（うち当期純損失）	(△14,387)
		評価・換算差額等	11,283
		その他有価証券評価差額金	11,283
資産合計	726,757	負債・純資産合計	726,757

第６期決算公告

令和８年５月19日
愛知県名古屋市千種区不老町１番国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学インキュベーション施設
株式会社ＴＯＷＩＮＧ
代表取締役　西田　宏平

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,650,928	流動負債	380,626
固定資産	314,330	固定負債	268,201
		株主資本	1,316,430
		資本金	100,000
		資本剰余金	2,650,818
		資本準備金	1,374,909
		その他資本剰余金	1,275,909
		利益剰余金	△1,434,387
		その他利益剰余金	△1,434,387
		（うち当期純損失）	（876,039）
合計	1,965,258	合計	1,965,258

第63期決算公告

令和８年５月19日　愛知県大府市柊山町二丁目418番地
株式会社アペックス
代表取締役　石原　豊史

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	17,132,726	流動負債	6,778,489
固定資産	8,751,745	固定負債	10,208,166
		退職給付引当金	690,424
		株主資本	8,897,816
		資本金	50,000
		資本剰余金	8,220,274
		資本準備金	316,192
		その他資本剰余金	7,904,082
		利益剰余金	627,541
		利益準備金	21,000
		その他利益剰余金	606,541
		（うち当期純利益）	（682,198）
資産合計	25,884,471	負債・純資産合計	25,884,471

第50期決算公告

令和８年５月19日
愛知県大府市柊山町７丁目170番地
日本ベンダー整備株式会社
代表取締役　石原　豊史

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	454,711
	固定資産	1,168,651
	資産合計	1,623,362
負債及び純資産の部	流動負債	653,646
	固定負債	0
	株主資本	969,716
	資本金	20,000
	その他資本剰余金	846,130
	別途積立金	15,000
	繰越利益剰余金	88,586
	（うち当期純利益）	（29,728）
	負債・純資産合計	1,623,362

第100期決算公告

2026年５月19日
大阪府高槻市朝日町３番１号
サンスター株式会社
代表取締役　柴田　公生

貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	22,168	流動負債	14,976
固定資産	17,718	（うち引当金）	（867）
		固定負債	8,076
		（うち引当金）	（2,269）
		株主資本	15,569
		資本金	10,000
		利益剰余金	5,569
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	3,069
		評価・換算差額等	1,265
		その他有価証券評価差額金	1,265
資産合計	39,887	負債・純資産合計	39,887

損益計算書の要旨
（自　2025年１月１日　至　2025年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	47,378
売上原価	20,116
売上総利益	27,261
販売費及び一般管理費	24,124
営業利益	3,136
営業外損益	7
経常利益	3,144
特別損益	△ 1,808
税引前当期純利益	1,335
法人税、住民税及び事業税	65
法人税等調整額	△ 52
当期純利益	1,322

第17期決算公告

令和８年５月19日
大阪市平野区長吉川辺四丁目１番５号
株式会社アペックス西日本
代表取締役　石原　豊史

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,365,220
	固定資産	471,492
	資産合計	1,836,712
負債及び純資産の部	流動負債	3,336,141
	固定負債	316,140
	退職給付引当金	316,140
	株主資本	△1,815,569
	資本金	64,060
	資本準備金	54,059
	その他利益剰余金	△1,933,689
	（うち当期純利益）	（698,408）
	負債・純資産合計	1,836,712

第22期決算公告

2026年５月19日
大阪府高槻市朝日町３番１号
サンスター技研株式会社
代表取締役　東村　俊之

貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	10,240	流動負債	6,943
固定資産	9,461	（うち引当金）	（210）
		固定負債	2,576
		（うち引当金）	（821）
		株主資本	9,077
		資本金	1,500
		利益剰余金	7,577
		利益準備金	375
		その他利益剰余金	7,202
		評価・換算差額等	1,104
		その他有価証券評価差額金	1,104
資産合計	19,701	負債・純資産合計	19,701

損益計算書の要旨
（自　2025年１月１日　至　2025年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	22,559
売上原価	16,050
売上総利益	6,509
販売費及び一般管理費	4,896
営業利益	1,612
営業外損益	143
経常利益	1,756
特別損益	336
税引前当期純利益	2,093
法人税、住民税及び事業税	472
法人税等調整額	△ 118
当期純利益	1,738

決算公告

令和８年５月19日
大阪市中央区本町三丁目６番12号
大阪セント・レジス・ホテル株式会社
代表取締役　橋本　和宏

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	995,395
	固定資産	88,094
	合計	1,083,489
負債及び純資産の部	流動負債	692,447
	賞与引当金	50,201
	固定負債	4,076,634
	株主資本	△3,685,592
	資本金	10,000
	資本剰余金	459,058
	資本準備金	459,058
	利益剰余金	△4,154,651
	その他利益剰余金	△4,154,651
	（うち当期純損失）	（968,187）
	合計	1,083,489

第60期決算公告

令和８年５月19日
札幌市中央区大通西十五丁目１番地12―603号
株式会社稲葉屋紙店
代表取締役　小谷　佳克

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,770
	固定資産	1,587
	合計	3,358
負債及び純資産の部	流動負債	362
	株主資本	2,996
	資本金	12,000
	利益剰余金	△9,003
	利益準備金	3,000
	その他利益剰余金	△12,003
	（うち当期純損失）	（1,000）
	合計	3,358

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九〇〇万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月十九日

札幌市中央区大通西十五丁目一番地一二―六〇三号　株式会社稲葉屋紙店
代表取締役　小谷　佳克

第 54 期 決 算 公 告

令和８年５月19日
福島県福島市南矢野目字鴨目東13番地の４
株式会社須田商店
代表取締役　須田　康裕

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	6,010
	固定資産	9,125
	合計	15,135
負純資産及びの部	流動負債	5,610
	固定負債	12,340
	株主資本	△2,815
	資本金	10,000
	利益剰余金	△12,815
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	△15,315
	（うち当期純損失）	(1,341)
	合計	15,135

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年五月十九日

福島県福島市南矢野目字鴨目東一三番地の四
（甲）株式会社須田商店
代表取締役　須田　康裕

福島県福島市南矢野目字鴨目東一二番地の二
（乙）有限会社まと商事
代表取締役　須田　康裕

第 12 期 決 算 公 告

令和８年５月19日
東京都千代田区大手町１－６－１
一般社団法人金融ＩＳＡＣ
代表理事　谷合　通宏

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,045,631,388
	固定資産	60,835,198
	資産合計	1,106,466,586
負純資産及びの部	流動負債	82,016,504
	固定負債	102,136,367
	負債合計	184,152,871
	基金	6,000,000
	繰越利益剰余金	916,313,715
	（うち当期純利益）	(35,447,230)
	純資産合計	922,313,715
	負債・純資産合計	1,106,466,586

第 7 期 決 算 公 告

令和８年５月19日
茨城県つくば市竹園二丁目２番地４
株式会社ウイングマネジメント
代表取締役　五十嵐　徹

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,768,488
	固定資産	3,153,822
	繰延資産	210
	資産合計	5,922,521
負純資産及びの部	流動負債	279,082
	固定負債	4,820,488
	株主資本	822,950
	資本金	10,000
	利益剰余金	812,950
	その他利益剰余金	812,950
	（うち当期純利益）	(491,100)
	負債・純資産合計	5,922,521

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を百三十九億一千百四十万四千百四十二円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月十九日

茨城県つくば市竹園二丁目二番地四
株式会社ウイングマネジメント
代表取締役　五十嵐　徹

第 93 期 決 算 公 告

令和８年４月21日
東京都中央区銀座八丁目17番５号
ＴＨＥ　ＨＵＢ銀座ＯＣＴ　616
公益財団法人岩垂奨学会
代表理事　岩垂　好彦

貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	24,904,732
	固定資産	2,940,692,394
	合計	2,965,597,126
負味債財及産びの正部	流動負債	16,599
	固定負債	—
	負債合計	16,599
	基金	—
	指定正味財産	748,735,714
	一般正味財産	2,216,844,813
	正味財産合計	2,965,580,527
	合計	2,965,597,126

第 16 期決算公告　令和８年５月19日

大阪市中央区日本橋２－１－26－101号室
株式会社ＪＣサービス
代表取締役　金　善南

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	39,531
	固定資産	398,904
	資産合計	438,435
負純資産及びの部	流動負債	329,770
	固定負債	34,256
	負債合計	364,026
	株主資本	74,409
	資本金	6,000
	利益剰余金	68,409
	その他利益剰余金	68,409
	（うち当期純利益）	(32,055)
	純資産合計	74,409
	負債・純資産合計	438,435

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の事業の一部に関する権利義務を承継し乙はその事業の一部に関する権利義務を承継させることにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）（乙）左記のとおり確定した最終事業年度はありません。

令和八年五月十九日

大阪市中央区日本橋二丁目一番二六―六〇一号
（甲）株式会社ＪＣサービス
代表取締役　金　善南

大阪市中央区日本橋二―一―二六―一〇一号室
（乙）株式会社ＪＣサービス
代表取締役　金　善南

第 30 期決算公告　令和８年５月19日

京都市中京区壬生坊城町１番地の１
ランゲート株式会社
代表取締役　大中　忠生

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	972,884
	固定資産	44,403
	合計	1,017,288
負純資産及びの部	流動負債	1,039,927
	固定負債	5,018
	株主資本	△27,657
	資本金	299,999
	資本剰余金	224,999
	資本準備金	224,999
	利益剰余金	△552,657
	その他利益剰余金	△552,657
	（うち当期純損失）	(414,030)
	合計	1,017,288

第 22 期 決 算 公 告

令和８年５月19日
福岡県糸島市志摩久家510番地の７
株式会社こんきん
代表取締役　近藤　英子

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	67,919
	固定資産	83,224
	資産合計	151,144
負純資産及びの部	流動負債	72,833
	固定負債	16,746
	株主資本	61,563
	資本金	5,000
	利益剰余金	56,563
	その他利益剰余金	56,563
	（うち当期純利益）	(1,530)
	負債・純資産合計	151,144

準備金の額の減少公告

当社は、令和八年六月二十六日を効力発生日とするインターライン株式会社との株式交換により資本準備金の額が増加することを停止条件として、その増加額全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月十九日

福岡県糸島市志摩久家五一〇番地の七
株式会社こんきん
代表取締役　近藤　英子

第 74 期決算公告　令和８年５月19日

京都市伏見区治部町130番地
マツイカガク株式会社
代表取締役　湯川　真次

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	4,541
	固定資産	9,542
	資産合計	14,083
負純資産及びの部	流動負債	3,385
	固定負債	1,096
	株主資本	8,121
	資本金	465
	資本剰余金	453
	利益剰余金	7,203
	利益準備金	116
	その他利益剰余金	7,087
	（うち当期純利益）	(885)
	評価・換算差額等	1,480
	負債・純資産合計	14,083

第28期決算公告　令和８年３月26日
大阪市中央区北久宝寺町四丁目４番２号
株式会社日本リート
代表取締役　松島　敬尚

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	885,477
	固定資産	1,262,533
	合計	2,148,011
負債及び純資産の部	流動負債	100,916
	固定負債	1,315,336
	株主資本	726,315
	資本金	100,000
	資本剰余金	284,900
	利益剰余金	447,064
	（うち当期純損失）	(517,340)
	自己株式	△ 105,648
	評価・換算差額等	5,441
	合計	2,148,011

第６期決算公告

令和８年５月19日

東京都中央区新川二丁目27番１号
淵野辺デベロップメント特定目的会社
取締役　大塚　尊恒

貸借対照表の要旨
（令和８年１月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	30,893,310	流動負債	46,753
その他の資産	1,712,341	固定負債	295,515
流動資産	1,669,515	負債合計	342,269
固定資産	39,025	社員資本	32,263,382
繰延資産	3,799	特定資本金	500
		優先資本金	33,400,000
		剰余金	△1,137,117
		純資産合計	32,263,382
資産合計	32,605,652	負債・純資産合計	32,605,652

損益計算書の要旨
（自　令和７年２月１日　至　令和８年１月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	307,809
営業費用	714,273
営業損失	406,463
営業外収益	2,160
営業外費用	—
経常損失	404,303
税引前当期純損失	404,303
法人税、住民税及び事業税	1,210
当期純損失	405,513
前期繰越損失	731,603
当期未処理損失	1,137,117

第45期決算公告　令和８年５月19日
高知県高知市高須一丁目５番30号
株式会社よどや
代表取締役社長　佐藤　文則

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,799,368
	固定資産	2,860,780
	合計	5,660,148
負債及び純資産の部	流動負債	4,070,703
	（賞与引当金）	(36,336)
	固定負債	1,156,753
	（退職給付引当金）	(1,146)
	株主資本	432,691
	資本金	50,000
	利益剰余金	382,691
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	380,191
	（うち当期純利益）	(183,237)
	合計	5,660,148

第５期決算公告

令和８年５月19日

東京都中央区新川二丁目27番１号
メック都市開発13号特定目的会社
取締役　菊池　省吾

貸借対照表の要旨
（令和８年１月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	9,991,928	流動負債	2,656,649
その他の資産	7,765,897	固定負債	100,000
流動資産	7,764,102	負債合計	2,756,649
固定資産	—	社員資本	15,001,177
繰延資産	1,795	特定資本金	4,600
		優先資本金	15,000,000
		剰余金	△3,422
		純資産合計	15,001,177
資産合計	17,757,826	負債・純資産合計	17,757,826

損益計算書の要旨
（自　令和７年２月１日　至　令和８年１月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	1
営業費用	12,507
営業損失	12,506
営業外収益	10,801
営業外費用	—
経常損失	1,705
税引前当期純損失	1,705
法人税、住民税及び事業税	1,717
当期純損失	3,422
前期繰越利益	—
当期未処理損失	3,422

第27期決算公告

令和８年３月30日

京都市下京区中堂寺粟田町91番地
京都リサーチパーク
株式会社フューチャースピリッツ
代表取締役　谷孝　大

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	613,751
	固定資産	489,383
	資産合計	1,103,134
負債及び純資産の部	流動負債	658,932
	固定負債	273,208
	負債合計	932,140
	株主資本	41,790
	資本金	100,000
	資本剰余金	2,376
	資本準備金	976
	その他資本剰余金	1,400
	利益剰余金	△60,586
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	△85,586
	（うち当期純利益）	(42,438)
	評価・換算差額等	129,203
	その他有価証券評価差額金	129,203
	純資産合計	170,993
	負債・純資産合計	1,103,134

第４期決算公告

令和８年５月19日

東京都中央区新川二丁目27番１号
住之江デベロップメント特定目的会社
取締役　菊池　省吾

貸借対照表の要旨
（令和８年１月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	20,460,675	流動負債	217,192
その他の資産	1,417,787	固定負債	261,527
流動資産	1,413,183	負債合計	478,720
固定資産	—	社員資本	21,399,743
繰延資産	4,604	特定資本金	500
		優先資本金	21,900,000
		剰余金	△500,756
		純資産合計	21,399,743
資産合計	21,878,463	負債・純資産合計	21,878,463

損益計算書の要旨
（自　令和７年２月１日　至　令和８年１月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	220,313
営業費用	681,392
営業損失	461,079
営業外収益	15,718
営業外費用	—
経常損失	445,360
税引前当期純損失	445,360
法人税、住民税及び事業税	1,210
当期純損失	446,570
前期繰越損失	54,185
当期未処理損失	500,756

第２期決算公告　令和８年５月19日
東京都港区海岸三丁目２番９号
ＩＴＩ商事株式会社
代表取締役　趙　延多

貸借対照表の要旨
（令和５年８月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	4,888,846
	繰延資産	194,400
	資産合計	5,083,246
負債及び純資産の部	流動負債	318,800
	負債合計	318,800
	株主資本	4,764,446
	資本金	5,000,000
	利益剰余金	△235,554
	その他利益剰余金	△235,554
	（うち当期純損失）	(229,754)
	純資産合計	4,764,446
	負債・純資産合計	5,083,246

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四〇〇万円減少し、一〇〇万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月十九日

東京都港区海岸三丁目二番九号
ＩＴＩ商事株式会社
代表取締役　趙　延多

第４期決算公告

令和８年５月19日
東京都新宿区新宿五丁目18番20号
ルックハイツ新宿803号
Ｚ　Ｉｎｖｅｓｔｍｅｎｔ２株式会社
代表取締役　小渕　宏二

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	184,993
	固定資産	2,133,871
	合計	2,318,864
負債及び純資産の部	流動負債	264,368
	固定負債	2,010,577
	株主資本	43,919
	資本金	100
	利益剰余金	43,819
	その他利益剰余金	43,819
	（うち当期純利益）	(35,949)
	合計	2,318,864

資本金の額の減少公告

当社は、募集株式の発行により資本金の額が増加することを条件として、資本金の額を一億四千九百十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月十九日
東京都新宿区新宿五丁目一八番二〇号
ルックハイツ新宿八〇三号
Ｚ Ｉｎｖｅｓｔｍｅｎｔ２株式会社
代表取締役　小渕　宏二

第64期決算公告

令和８年４月20日

東京都清瀬市中里６丁目59番地２
日本サーモスタット株式会社
代表取締役　大西　祥敬

貸借対照表の要旨
（令和８年１月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	12,196
	固定資産	10,996
	繰延資産	1
	資産合計	23,193
負債及び純資産の部	流動負債	6,026
	固定負債	2,317
	負債合計	8,343
	株主資本	14,100
	資本金	450
	資本剰余金	925
	資本準備金	925
	利益剰余金	12,724
	利益準備金	112
	その他利益剰余金	12,612
	（うち当期純利益）	(1,455)
	自己株式	0
	評価・換算差額等	749
	その他有価証券評価差額金	749
	純資産合計	14,850
	負債・純資産合計	23,193

第43期決算公告

令和８年５月19日
東京都練馬区光が丘六丁目１番２―802号
株式会社精和
代表取締役　木本　夏美

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	24,030
	固定資産	176,162
	合計	200,193
負債及び純資産の部	流動負債	487
	株主資本	199,705
	資本金	13,000
	利益剰余金	692,471
	利益準備金	100
	その他利益剰余金	692,371
	（うち当期純利益）	(10,693)
	自己株式	△505,765
	合計	200,193

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月十九日
東京都練馬区光が丘六丁目一番二―八〇二号
株式会社精和
代表取締役　木本　夏美

第34期決算公告　令和８年５月19日

長野県安曇野市穂高有明4018番地６
株式会社Ｔｓｕｋａｈａｒａｔａ
代表取締役　塚原　章夫

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	194
	固定資産	832
	合計	1,026
負債及び純資産の部	流動負債	122
	固定負債	438
	株主資本	466
	資本金	10
	資本剰余金	0
	資本準備金	0
	利益剰余金	478
	その他利益剰余金	478
	（うち当期純利益）	(139)
	自己株式	△22
	合計	1,026

準備金の額の減少公告

当会社は、資本準備金の額を七億二千二十三万九千五百七十一円減少することにいたしました。

株主総会の決議は令和八年一月三十一日に終了しております。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月十九日
長野県安曇野市穂高有明四〇一八番地
六　株式会社Ｔｓｕｋａｈａｒａｔａ
代表取締役　塚原　章夫

第44期決算公告

令和８年５月19日

東京都港区海岸一丁目16番１号
ギャレットモーションジャパン株式会社
代表取締役　後藤　信也

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	8,525
	固定資産	1,437
	合計	9,962
負債及び純資産の部	流動負債	6,418
	製品保証引当金	43
	固定負債	192
	製品保証引当金	78
	役員退職慰労引当金	45
	有給休暇引当金	32
	株主資本	3,341
	資本金	250
	資本剰余金	1,243
	資本準備金	1,243
	利益剰余金	1,848
	利益準備金	50
	その他利益剰余金	1,798
	（うち当期純利益）	(1,735)
	評価・換算差額等	11
	その他有価証券評価差額金	11
	合計	9,962

第19期決算公告　令和８年５月19日

東京都千代田区紀尾井町３番12号
株式会社インフォート・テクノロジ
代表取締役　青木　宏義

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	534,732
	固定資産	437,404
	合計	972,136
負債及び純資産の部	流動負債	166,334
	固定負債	258,952
	株主資本	546,849
	資本金	1,000
	資本剰余金	66,304
	その他資本剰余金	66,304
	利益剰余金	479,545
	その他利益剰余金	479,545
	（うち当期純利益）	(9,714)
	合計	972,136

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。
（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年五月十九日
東京都千代田区紀尾井町三番一二号
（甲）株式会社インフォート・テクノロジ
代表取締役　青木　宏義
東京都多摩市鶴牧一丁目二四番地一
（乙）有限会社松岡事務所
代表取締役　青木　宏義

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

令和八年五月十九日

愛知県蒲郡市八百富町三丁目一一二番地

代表取締役　小田喜代春

愛知県蒲郡市八百富町三丁目一一二番地

（乙）合同会社東喜

代表社員　小田喜代春

第13期決算公告

令和８年５月19日

愛知県蒲郡市八百富町三丁目112番地

株式会社東喜

代表取締役　小田喜代春

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	236,644
	固定資産	186,205
	合計	422,849
負債純資産の部	流動負債	224,013
	株主資本	198,836
	資本金	1,000
	資本剰余金	84,220
	その他資本剰余金	84,220
	利益剰余金	113,615
	その他利益剰余金	113,615
	（うち当期純利益）	(7,993)
	合計	422,849

第９期決算公告

令和８年５月19日

東京都千代田区丸の内三丁目２番３号

丸の内二重橋ビル21階

アーディアン・ジャパン株式会社

代表取締役　竹中　寛次

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	346,542
	固定資産	66,751
	資産合計	413,293
負債純資産の部	流動負債	219,926
	固定負債	66,676
	（うち引当金）	(66,676)
	株主資本	126,690
	資本金	10,000
	利益剰余金	116,690
	その他利益剰余金	116,690
	（うち当期純利益）	(26,651)
	負債・純資産合計	413,293

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を十八億六千九十一万六千八百四十一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月十九日

茨城県つくば市竹園二丁目二番地四

一誠商事株式会社

代表取締役　五十嵐　徹

第48期決算公告

令和８年５月19日　茨城県つくば市竹園二丁目２番地４

一誠商事株式会社

代表取締役　五十嵐　徹

貸借対照表の要旨　（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	8,298,208	流動負債	2,743,741
固定資産	14,159,665	（賞与引当金）	(140,439)
繰延資産	3,155	固定負債	7,666,800
		（退職給付引当金）	(99,998)
		株主資本	11,892,869
		資本金	100,000
		利益剰余金	11,792,869
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	11,787,869
		（うち当期純利益）	(912,569)
		評価・換算差額等	157,617
		その他有価証券評価差額金	157,617
資産合計	22,461,029	負債・純資産合計	22,461,029

資本金の額の減少公告

当社は、募集株式の発行により資本金の額が増加することを条件として、資本金の額を一億五千五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月十九日

東京都渋谷区恵比寿一丁目一五番九号

シルク恵比寿四〇三

Ｚ　Ｉｎｖｅｓｔｍｅｎｔ株式会社

代表取締役　小渕　宏二

第７期決算公告

令和８年５月19日

東京都渋谷区恵比寿一丁目15番９号シルク恵比寿403

Ｚ　Ｉｎｖｅｓｔｍｅｎｔ株式会社

代表取締役　小渕　宏二

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,868,865	流動負債	683,256
固定資産	1,914,679	固定負債	2,083,940
繰延資産	16,726	株主資本	1,033,074
		資本金	1,500
		資本剰余金	907,938
		その他資本剰余金	907,938
		利益剰余金	123,636
		その他利益剰余金	123,636
		（うち当期純損失）	(5,908)
資産合計	3,800,270	負債・純資産合計	3,800,270

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月十九日

川崎市川崎区浅野町三番一一号

株式会社朝日クローム工業所

代表取締役　髙松　寿仁

決　算　公　告

令和８年５月19日

川崎市川崎区浅野町３番11号

株式会社朝日クローム工業所

代表取締役　髙松　寿仁

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	280,952	流動負債	109,813
固定資産	520,507	固定負債	733,393
		土地圧縮引当金	169,711
		建物圧縮引当金	115,283
		建物付属設備圧縮引当金	30,350
		株主資本	△41,747
		資本金	30,000
		利益剰余金	△71,747
		利益準備金	7,500
		その他利益剰余金	△79,247
		（うち当期純利益）	(15,452)
資産合計	801,460	負債・純資産合計	801,460

第１期決算公告　令和８年５月19日
名古屋市千種区今池五丁目１番５号
株式会社ＮＥＷ　ＬＩＦＥ　ホールディングス
代表取締役　森　　勇樹

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	9,958
	固定資産	279,646
	合計	289,605
負債及び純資産の部	流動負債	4,361
	株主資本	285,243
	資本金	200,000
	資本剰余金	79,646
	資本準備金	79,646
	利益剰余金	5,597
	その他利益剰余金	5,597
	（うち当期純利益）	(5,597)
	合計	289,605

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月十九日
名古屋市千種区今池五丁目一番五号
株式会社ＮＥＷ　ＬＩＦＥホールディングス
代表取締役　森　　勇樹

第３期決算公告　令和８年３月27日
東京都中央区東日本橋二丁目１番５号
株式会社ユーグリーン・ジャパン
代表取締役　李　雷　傑

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	2,267,080,282
	固定資産	74,593,885
	資産合計	2,341,674,167
負債及び純資産の部	流動負債	2,231,453,389
	株主資本	110,220,778
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	109,220,778
	その他利益剰余金	109,220,778
	（うち当期純利益）	(36,372,931)
	負債・純資産合計	2,341,674,167

第49期決算公告
令和８年５月19日
東京都渋谷区渋谷３丁目１番９号
Ｙａｚａｗａビル４階
株式会社エヌエヌピー
代表取締役　髙松　和之

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	5,478
	固定資産	1,029
	資産合計	6,507
負債及び純資産の部	流動負債	8,379
	固定負債	5,482
	株主資本	△7,354
	資本金	10,000
	利益剰余金	△17,354
	利益準備金	600
	その他利益剰余金	△17,954
	（うち当期純損失）	(4,575)
	負債・純資産合計	6,507

第34期決算公告
令和８年５月19日
三重県四日市市栄町１番11号
サイネット株式会社
代表取締役　山路　　熟

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	356,814
	固定資産	198,450
	資産合計	555,264
負債及び純資産の部	流動負債	140,182
	固定負債	180,697
	株主資本	234,385
	資本金	60,000
	利益剰余金	185,575
	その他利益剰余金	185,575
	（うち当期純利益）	(60,865)
	自己株式	△11,190
	負債・純資産合計	555,264

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和八年七月一日です。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月十九日
三重県四日市市栄町一番一一号
（甲）サイネット株式会社
代表取締役　山路　　熟
東京都渋谷区渋谷三丁目一番九号Ｙａｚａｗａビル四階
（乙）株式会社エヌエヌピー
代表取締役　髙松　和之

第31期決算公告
令和８年５月19日
大阪市鶴見区横堤五丁目３番33号
廣瀬建設株式会社
代表取締役　**廣**瀬　裕美

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	13,441,375
	固定資産	12,679,376
	資産合計	26,120,752
負債及び純資産の部	流動負債	3,797,079
	固定負債	13,782,668
	株主資本	8,541,004
	資本金	30,000
	利益剰余金	8,511,004
	その他利益剰余金	8,511,004
	（うち当期純利益）	(751,026)
	負債・純資産合計	26,120,752

第１期決算公告
令和８年５月19日
大阪市鶴見区横堤五丁目３番33号
ＨＳホールディングス株式会社
代表取締役　**廣**瀬　修二

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	618
	固定資産	7,789,977
	資産合計	7,790,596
負債及び純資産の部	流動負債	1,085
	株主資本	7,789,511
	資本金	10,000
	資本剰余金	7,779,977
	その他資本剰余金	7,779,977
	利益剰余金	△466
	その他利益剰余金	△466
	（うち当期純損失）	(466)
	負債・純資産合計	7,790,596

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により**廣**瀬建設株式会社（乙、住所大阪市鶴見区横堤五丁目三番三三号）の特定契約不動産賃貸事業の全部に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月十九日
大阪市鶴見区横堤五丁目三番三三号
ＨＳホールディングス株式会社
代表取締役　**廣**瀬　修二

第８期決算公告　令和８年５月19日
沖縄県うるま市みどり町五丁目４番６号
株式会社エムトレック沖縄
代表取締役　岩本　光紀

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	11,734,184
	固定資産	11,181,063
	資産合計	22,915,247
負債及び純資産の部	流動負債	13,301,769
	固定負債	8,684,000
	負債合計	21,985,769
	株主資本	929,478
	資本金	3,000,000
	利益剰余金	△2,070,522
	その他利益剰余金	△2,070,522
	（うち当期純利益）	(9,172,653)
	純資産合計	929,478
	負債・純資産合計	22,915,247

第３期決算公告　令和８年５月19日
沖縄県うるま市みどり町五丁目４番６号
株式会社トラスト潜水調査
代表取締役　岩本　泰周

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	6,030,456
	固定資産	293,352
	資産合計	6,323,808
負債及び純資産の部	流動負債	4,406,549
	負債合計	4,406,549
	株主資本	1,917,259
	資本金	3,000,000
	利益剰余金	△1,082,741
	その他利益剰余金	△1,082,741
	（うち当期純損失）	(1,031,144)
	純資産合計	1,917,259
	負債・純資産合計	6,323,808

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和八年七月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年四月二十四日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月十九日
沖縄県うるま市みどり町五丁目四番六号
（甲）株式会社トラスト潜水調査
代表取締役　岩本　泰周
沖縄県うるま市みどり町五丁目四番六号
（乙）株式会社エムトレック沖縄
代表取締役　岩本　光紀

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月十九日

東京都渋谷区神宮前一丁目八番五号

（甲）株式会社シヤッフル

代表取締役　熊澤　宏記

東京都渋谷区神宮前一丁目八番五号

（乙）株式会社アイスウェルト

代表取締役　熊澤　邦恭

第７期決算公告

令和８年５月19日

東京都渋谷区神宮前一丁目８番５号

株式会社アイスウェルト

代表取締役　熊澤　邦恭

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	26,637
	資産合計	26,637
負債及び純資産の部	流動負債	1,043
	固定負債	56,600
	負債合計	57,643
	株主資本	△31,006
	資本金	1,000
	利益剰余金	△32,006
	その他利益剰余金	△32,006
	（うち当期純利益）	(2,516)
	純資産合計	△31,006
	負債・純資産合計	26,637

第28期決算公告

令和８年５月19日

東京都渋谷区神宮前一丁目８番５号

株式会社シヤッフル

代表取締役　熊澤　宏記

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	408,567
	固定資産	206,104
	資産合計	614,671
負債及び純資産の部	流動負債	172,336
	固定負債	271,464
	負債合計	443,800
	株主資本	170,870
	資本金	10,000
	利益剰余金	160,870
	その他利益剰余金	160,870
	（うち当期純利益）	(13,060)
	純資産合計	170,870
	負債・純資産合計	614,671

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月十九日

愛知県一宮市西中野字下中野二〇七番地の一

（甲）株式会社細田建築

代表取締役　細田　俊美

愛知県一宮市西中野字下中野二〇七番地一

（乙）株式会社グランドステージ

代表取締役　細田　俊美

第14期決算公告

令和８年５月19日

愛知県一宮市西中野字下中野207番地１

株式会社グランドステージ

代表取締役　細田　俊美

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	6,069
	固定資産	0
	合計	6,069
負債及び純資産の部	流動負債	37,966
	固定負債	—
	株主資本	△31,896
	資本金	8,000
	利益剰余金	△39,896
	その他利益剰余金	△39,896
	（うち当期純損失）	(6,214)
	合計	6,069

第26期決算公告

令和８年５月19日

愛知県一宮市西中野字下中野207番地の１

株式会社細田建築

代表取締役　細田　俊美

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	152,582
	固定資産	137,599
	繰延資産	259
	合計	290,441
負債及び純資産の部	流動負債	143,628
	固定負債	39,818
	株主資本	106,995
	資本金	10,000
	利益剰余金	96,995
	その他利益剰余金	96,995
	（うち当期純損失）	(12,513)
	合計	290,441

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により佐藤ライト工業株式会社（乙、住所三重県津市芸濃町椋本二七六八番地の二）のあつ台工場におけるＵＥＰ事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月十九日

三重県津市芸濃町椋本二七六八番地の二

株式会社ＰＢＩアドバンストマテリアルズ

代表取締役　佐藤　洋輔

第67期決算公告

令和８年５月19日

三重県津市芸濃町椋本2768番地の２

佐藤ライト工業株式会社

代表取締役　佐藤　洋輔

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,712,291
	固定資産	1,840,862
	合計	5,553,154
負債及び純資産の部	流動負債	1,744,320
	賞与引当金	1,232
	固定負債	525,622
	退職給与引当金	28,036
	株主資本	3,283,212
	資本金	47,000
	利益剰余金	3,236,212
	利益準備金	11,750
	その他利益剰余金	3,224,462
	（うち当期純利益）	(97,155)
	合計	5,553,154

第18期決算公告

令和８年５月19日

三重県津市芸濃町椋本2768番地の２

株式会社ＰＢＩアドバンストマテリアルズ

代表取締役　佐藤　洋輔

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	873,189
	固定資産	39,169
	合計	912,358
負債及び純資産の部	流動負債	135,749
	固定負債	16,609
	退職給与引当金	1,395
	株主資本	760,000
	資本金	80,000
	資本剰余金	70,000
	資本準備金	70,000
	利益剰余金	610,000
	その他利益剰余金	610,000
	（うち当期純利益）	(28,852)
	合計	912,358

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条の規定に基づき、優先資本金の額を二億二一〇一万八三八七円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月十九日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー

クイーンズウェイ特定目的会社

取締役　高橋　通彰

第３期決算公告

令和８年５月19日

東京都港区六本木一丁目６番１号泉ガーデンタワー

クイーンズウェイ特定目的会社

取締役　高橋　通彰

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	18,510	流動負債	154
流動資産	193	固定負債	13,392
固定資産	18,317	負債合計	13,546
その他資産	384	社員資本	5,348
流動資産	346	特定資本金	0
固定資産	5	優先資本金	5,492
繰延資産	34	剰余金	△144
		当期未処理損失	144
		純資産合計	5,348
資産合計	18,894	負債・純資産合計	18,894

損益計算書の要旨

（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	794
営業費用	702
営業利益	91
営業外収益	3
営業外費用	—
経常利益	95
税引前当期純利益	95
法人税、住民税及び事業税	1
当期純利益	93
前期繰越損失	237
当期未処理損失	144

第 33 期 決 算 公 告

令和８年５月19日
愛知県知多郡南知多町大字豊浜字下大田面24番地の２

株式会社ハマクニ
代表取締役　相川　昇士

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	38,765,979
	固定資産	40,066,914
	合計	78,832,893
負債及び純資産の部	流動負債	3,731,058
	固定負債	51,641,222
	株主資本	23,460,613
	資本金	18,000,000
	利益剰余金	5,460,613
	その他利益剰余金	5,460,613
	（うち当期純利益）	(3,282,107)
	合計	78,832,893

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月十九日
愛知県知多郡南知多町大字豊浜字下大田面二四番地の二　株式会社ハマクニ
代表取締役　相川　昇士

第 19 期 決 算 公 告

令和８年５月19日

東京都港区港南二丁目13―34

ドイグロジャパン株式会社

代表取締役　丁　銀　姫

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	624
	固定資産	219
	合計	844
負債及び純資産の部	流動負債	275
	役員賞与引当金	16
	固定負債	73
	退職給付引当金	73
	株主資本	490
	資本金	40
	資本剰余金	45
	その他資本剰余金	45
	利益剰余金	404
	利益準備金	10
	その他利益剰余金	394
	（うち当期純利益）	(69)
	評価・換算差額等	4
	その他有価証券評価差額金	4
	合計	844

第１期決算公告

令和８年５月19日
東京都豊島区南池袋一丁目27番10号
油木第一ビル６階
株式会社メディカルプロスタッフ
代表取締役　片岡　幸美

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	29,099
	固定資産	601,560
	合計	630,659
負債及び純資産の部	流動負債	4,485
	株主資本	626,174
	資本金	328,680
	資本剰余金	300,780
	資本準備金	300,780
	利益剰余金	△ 3,285
	その他利益剰余金	△ 3,285
	（うち当期純損失）	(3,285)
	合計	630,659

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億一千八百六十八万円減少し一千万円とし、減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年六月二十日であり、株主総会の決議は、令和八年四月三十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月十九日
東京都豊島区南池袋一丁目二七番一〇号油木第一ビル六階
株式会社メディカルプロスタッフ
代表取締役　片岡　幸美

第 157 期 決 算 公 告

令和８年５月19日

愛媛県大洲市徳森1416番地

伊予木材株式会社

代表取締役　松下紳之助

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,193,689
	固定資産	1,314,525
	有形固定資産	1,073,705
	無形固定資産	1,648
	投資その他の資産	239,172
	合計	3,508,214
負債及び純資産の部	流動負債	1,085,303
	（うち賞与引当金）	(9,372)
	固定負債	153,709
	（うち退職給付引当金）	(134,490)
	株主資本	2,269,201
	資本金	30,000
	資本剰余金	11,348
	資本準備金	11,348
	利益剰余金	2,227,853
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	2,220,353
	（うち当期純利益）	(57,620)
	合計	3,508,214

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年七月一日であり、甲の株主総会の承認決議は令和八年三月二十四日、乙の取締役会の承認決議は令和八年二月二十六日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記及び下記のとおりです。

令和八年五月十九日
愛媛県大洲市徳森一四一六番地
（甲）代表取締役　伊予木材株式会社
愛媛県大洲市徳森字渡り一三八三番地
（乙）代表取締役　松下紳之助
株式会社大洲製材所
松下紳之助

第 42 期決算公告

令和８年５月19日
愛媛県大洲市徳森字渡り1383番地
株式会社大洲製材所
代表取締役　松下紳之助

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	126,792
	固定資産	2,782
	有形固定資産	2,443
	無形固定資産	124
	投資その他の資産	215
	合計	129,574
負債及び純資産の部	流動負債	22,604
	（うち賞与引当金）	(476)
	株主資本	106,970
	資本金	10,000
	利益剰余金	96,970
	その他利益剰余金	96,970
	（うち当期純利益）	(6,717)
	合計	129,574

第66期決算公告

令和８年５月19日

大阪市中央区和泉町２丁目２番19号

タカラ通商株式会社

代表取締役　渡辺　　晃

貸借対照表の要旨
（令和８年２月20日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	15,596,746
	固定資産	7,107,861
	資産合計	22,704,608
負債及び純資産の部	流動負債	14,961,996
	（うち賞与引当金）	(151,623)
	固定負債	847,265
	（うち退職給付引当金）	(739,668)
	負債合計	15,809,262
	株主資本	6,382,694
	資本金	60,000
	資本剰余金	36,250
	資本準備金	36,250
	利益剰余金	6,286,444
	利益準備金	15,000
	その他利益剰余金	6,271,444
	（うち当期純利益）	(526,432)
	評価・換算差額等	512,651
	その他有価証券評価差額金	512,651
	純資産合計	6,895,346
	負債・純資産合計	22,704,608